

青森県石油コンビナート等防災計画

令和 7 年 3 月修正

青森県石油コンビナート等防災本部

用 語 の 定 義

この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 1 石 災 法 …… 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）をいう。
- 2 防 災 計 画 …… 石災法第 31 条第 1 項の規定に基づき作成した青森県石油コンビナート等防災計画をいう。
- 3 特 別 防 災 区 域 …… 石災法第 2 条第 2 号に定める青森県石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 4 防 災 本 部 …… 石災法第 27 条第 1 項の規定に基づき設置された青森県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 5 現 地 防 災 本 部 …… 石災法第 29 条第 1 項の規定に基づき設置する青森県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 6 所 在 市 村 …… 特別防災区域が所在する市村をいう。
- 7 所 在 消 防 本 部 …… 特別防災区域が所在する市村を管轄する消防本部をいう。
- 8 指 定 市 町 村 等 …… 所在市村を除き、知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定した市町村並びに当該市町村に置かれる消防本部をいう。
- 9 関 係 市 町 村 等 …… 所在市村、所在消防本部及び指定市町村等をいう。
- 10 防 災 関 係 機 関 …… 青森県、関係市町村等及び自衛隊並びに石災法第 27 条第 3 項第 4 号に定める、関係特定地方行政機関及び関係公共機関をいう。
- 11 特 定 事 業 所 …… 石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第 1 種事業所及び第 2 種事業所をいう。
- 12 そ の 他 の 事 業 所 …… 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
- 13 特 定 事 業 所 等 …… 特定事業所及びその他の事業所をいう。
- 14 特 定 事 業 者 …… 石災法第 2 条第 7 号及び第 8 号に定める第 1 種事業者及び第 2 種事業者をいう。
- 15 そ の 他 事 業 者 …… その他事業所を設置している者をいう。
- 16 特 定 事 業 者 等 …… 特定事業者及びその他事業者をいう。
- 17 防 災 関 係 機 関 等 …… 防災関係機関及び特定事業者等をいう。
- 18 自 衛 防 災 組 織 等 …… 石災法第 16 条第 1 項に規定する自衛防災組織、同法第 19 条第 1 項に規定する共同防災組織をいう。
- 19 広 域 共 同 防 災 組 織 …… 石災法第 19 条の 2 第 1 項に規定する広域共同防災組織をいう。

目 次

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の基本方針	1
第4節	特別防災区域の範囲	1
第5節	計画の習熟	6
第6節	計画の修正	6

第2章 防災組織

第1節	組織	8
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	12

第3章 災害の想定

第1節	災害想定の基本的な考え方	19
第2節	想定される災害事象とアセスメントの方法	19

第4章 災害予防計画

第1節	危険物等災害予防対策	31
第2節	海上災害予防対策	33
第3節	自然災害予防対策	34
第4節	航空機等による災害の予防対策	36
第5節	気象通報等の伝達	37
第6節	防災施設、設備及び資機材等の整備	40
第7節	防災教育及び防災訓練	40
第8節	防災に関する調査研究	42
第9節	緑地等の設置	43
第10節	避難対策	43
第11節	防災に関する広報広聴活動	44

第5章 災害応急対策計画

第1節	災害応急活動の基準となる災害の区分	45
第2節	災害発生時の体制	45
第3節	現地防災本部の設置及び組織	49
第4節	災害情報の伝達及び広報	50
第5節	火災等防御	60
第6節	自然災害応急対策	66
第7節	救急医療	69
第8節	避難	70
第9節	交通規制等	72
第10節	警戒警備等	73
第11節	防災資機材の調達及び輸送	75
第12節	応援要請	76
第13節	特定事業者間の相互応援体制	79

第6章 災害復旧対策計画

第1節	災害復旧対策の基本方針	81
第2節	公共施設の災害復旧	81
第3節	特定事業者及び被災者の災害復旧	81

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	82
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	82
第3節	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	83
第4節	防災訓練に関する事項	83
第5節	地震防災上必要な教育及び広報活動に関する事項	83

沿 革

策定 昭和52年 3 月 3 日
修正 昭和56年 4 月30日
修正 昭和58年 9 月12日
修正 平成 4 年 2 月18日
修正 平成 9 年 2 月20日
修正 平成11年 2 月18日
修正 平成18年12月26日
修正 平成23年 2 月24日
修正 平成30年 3 月27日
修正 平成31年 3 月25日
修正 令和 7 年 3 月 6 日

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、石災法第 31 条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害（特別防災区域外で発生した災害が当該区域に及ぶおそれがある場合を含む。以下同じ。）の防止に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置について定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

この計画は、特別防災区域に係る防災に関して防災関係機関と特定事業者が実施すべき防災対策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項について定めるものである。

また、本計画の具体的な実施細目については、さらに、防災関係機関及び特定事業者が別途定めるとともに、本計画に定めのない災害対策については青森県地域防災計画の例によるものとする。

なお、本計画については、石災法第 31 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第 3 節 計画の基本方針

この計画は、特別防災区域の特殊性を考慮し、次の基本方針に沿って防災体制を確立するものとする。

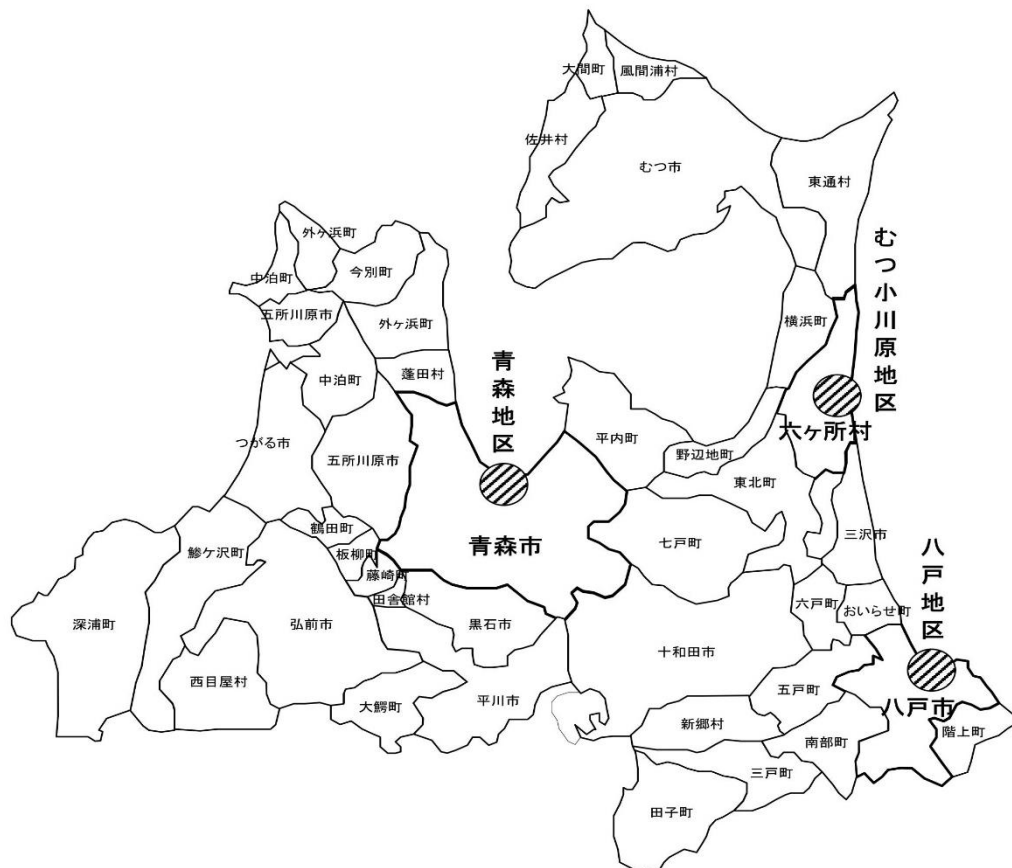
- 1 災害の防止については、地域住民の安全を最優先するものとする。
- 2 特別防災区域に係る防災については、特定事業者を第一責任者とするものとする。
- 3 防災関係機関と特定事業者は、相互に協力し、防災対策を推進するものとする。

第 4 節 特別防災区域の範囲

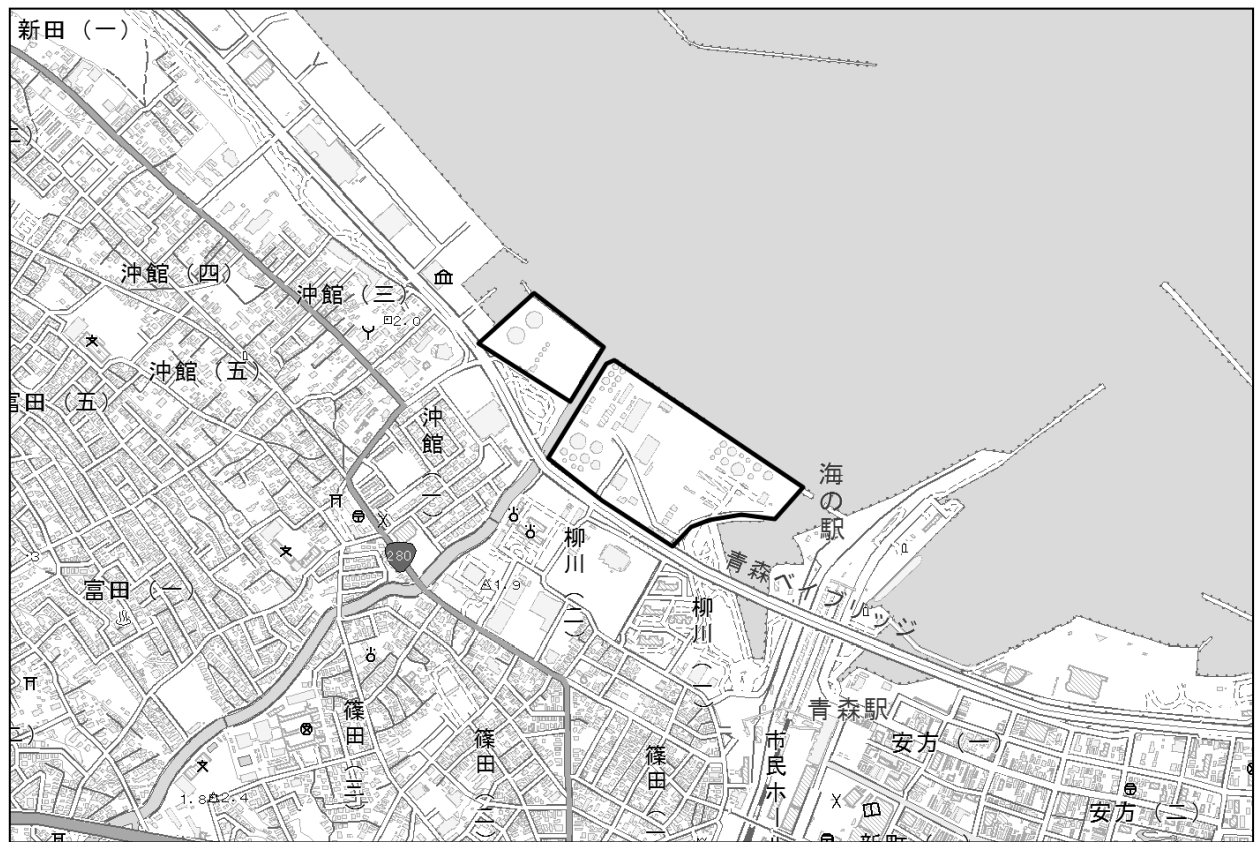
青森県における特別防災区域の位置及び範囲は次のとおりである。

- 県内の特別防災区域の位置（別図 1）
- 青森地区特別防災区域（別図 2）
- 八戸地区特別防災区域（別図 3）
- むつ小川原地区特別防災区域（別図 4）

別図1 県内の特別防災区域の位置



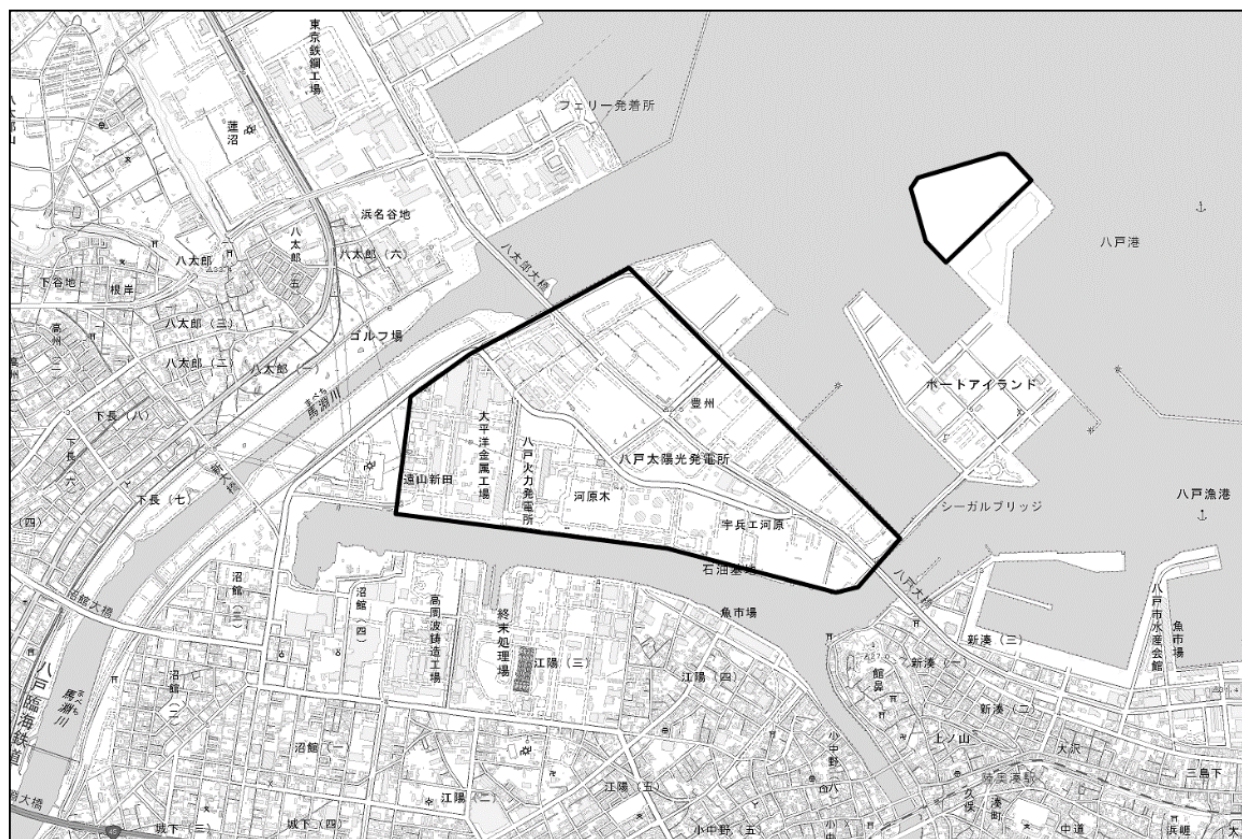
別図2 青森地区石油コンビナート等特別防災区域



出典：国土地理院 地理院地図（加工）

※特定事業所等の場所を示した詳細な地図について、資料編に記載

別図 3 八戸地区石油コンビナート等特別防災区域



出典：国土地理院 地理院地図（加工）

※特定事業所等の場所を示した詳細な地図について、資料編に記載

別図4 むつ小川原地区石油コンビナート等特別防災区域



出典：国土地理院 地理院地図（加工）

※特定事業所等の場所を示した詳細な地図について、資料編に記載

第5節 計画の習熟

防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

1 防災に関する調査研究

防災関係機関等は、防災対策の樹立にあたって資料とするため防災に関する調査、研究を適時、積極的に実施するものとする。

2 防災教育及び防災訓練の実施

防災関係機関等は、災害を未然に防止し、又は災害時において迅速かつ的確に災害に対処できるよう適時、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施し、人材育成や組織全体の災害対応能力向上を図る。

3 防災広報の徹底

防災関係機関等は、地域住民の防災意識の高揚を図るため、あらゆる機会、あらゆる広報媒体を利用して、防災広報の徹底を図るものとする。

第6節 計画の修正

1 修正

本計画は、石災法第31条第1項の規定に基づき、毎年これに検討を加え、必要があるときは、これを修正するものとする。なお、防災関係機関等は、定期的な防災計画等の見直しを行うために、平時から関連情報の収集に努め、石油コンビナート等防災本部会議等を中心に総合的な調整を図り、日ごろから緊密な協力体制を構築する。

2 修正の手続

(1) 計画（本編）の修正

計画（本編）の修正は、次により行うものとする。

ア 防災本部事務局は、修正方針等をまとめた防災計画修正要領（案）及び防災計画修正素案を作成する。

なお、防災関係機関等は、防災計画修正要領（案）及び防災計画修正素案の作成に必要な資料提供を行うものとする。

イ 防災本部幹事会は、防災計画修正要領（案）を審議し、決定する。

ウ 防災関係機関等は、防災計画修正素案のうちそれぞれ所掌する事項について検討し、

防災計画修正要領に定められた期日までに修正内容及び資料等を提出する。

エ 防災本部事務局は、防災関係機関等から提出された修正内容及び資料等を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。

オ 防災本部幹事会は、防災計画修正原案を審議し、防災計画修正案を作成するとともに、防災計画修正案が防災計画の趣旨に変更を生じない範囲と認められる軽微な事項である場合には、軽微な防災計画の修正としてこれを承認することができる。

また、防災計画修正案の作成に当たっては、必要に応じて専門員の意見を聴くものとする。

カ 防災本部会議は、防災計画を修正する。

ただし、防災本部幹事会において軽微な防災計画の修正として承認したものについては、本部長が、これを専決することができる。

キ 前項の規定による専決処分を行ったとき、本部長は、直近の防災本部会議に報告する。

ク 防災本部は、石災法第 31 条第 5 項に基づき、修正した防災計画を経済産業大臣及び総務大臣に提出する。

ケ 防災本部は、石災法第 31 条第 5 項に基づき、防災計画修正の要旨を公表する。

(2) 計画（資料編）の修正

計画（資料編）の修正については、次により行うものとする。

ア 防災本部事務局は、毎年度防災関係機関等に対し、修正箇所の有無を照会する。

イ 防災本部事務局は、修正箇所がある場合、修正箇所を取りまとめ、計画（資料編）を修正する。

第2章 防災組織

第1節 組織

石災法により防災関係機関等が設置することとされ、又は設置するよう努めることとされている防災に関する組織等は次のとおりである。

1 防災本部

特別防災区域に係る防災に関する事務を行うため、石災法第27条に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置する。

(1) 組織

ア 防災本部

(ア) 本部長

本部長は、知事とする。

(イ) 本部長職務代理者

本部長に事故があるときは、青森県副知事がその職務を代理する。

(ウ) 本部員

本部員は、図2-1のとおりである。

イ 幹事会

本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命した幹事により構成する。

(2) 所掌事務

防災本部は、平時及び災害発生時それぞれの状況に応じて次の業務を行う。

ア 平時の業務

(ア) 防災計画の作成、修正及び実施の推進に関すること

(イ) 防災に係る調査研究に関すること

(ウ) 予防業務又は応急対応業務に関する情報など、防災情報の収集及び伝達に関すること

(エ) その他、特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関すること

イ 災害発生時の業務

(ア) 防災関係機関等が防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る調整に関すること

(イ) 現地防災本部に対して行う災害応急対策の実施等の必要な指示に関すること

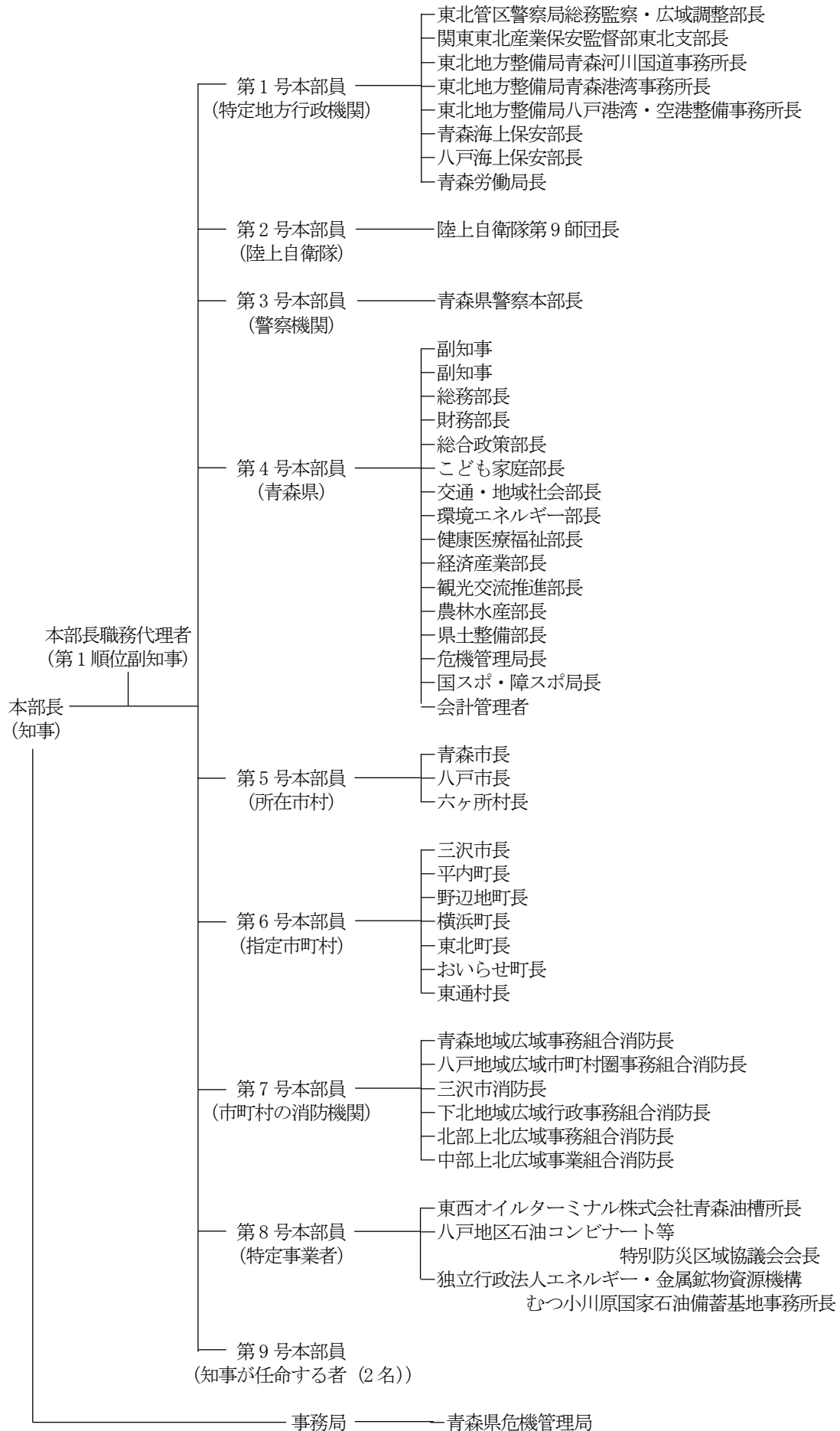
(ウ) 国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他都道府県との連絡調整に関すること

(エ) 災害情報等の収集、伝達、取りまとめ及び公表に関すること

(オ) 県内の消防相互応援に関すること

- (カ) 緊急消防援助隊の応援要請に関する事
 - (キ) 自衛隊の災害派遣要請に関する事
 - (ク) 報道機関の対応に関する事
 - (ケ) 災害広報に関する事
 - (コ) 防災資機材の調達に関する事
 - (サ) 消防庁等から派遣される職員の受入に関する事
 - (シ) 特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施の推進に関する事
 - (ス) その他防災活動に必要な措置に関する事
- (3) 事務局
- 防災本部の事務を処理するため、県危機管理局に事務局を設置する。
- 事務局長は防災危機管理課長、事務局長代理者は消防保安課長とし、事務局員は、防災危機管理課員及び消防保安課員をもって充てる。

図 2-1 防災本部



2 現地防災本部

本部長は、特別防災区域内で発生した災害が拡大し、非常体制（第5章第2節災害発生時の体制）に移行した場合又は発災事業所の所在する市村の長からの要請があり、必要があると認めた場合は、石災法第29条の規定に基づき石油コンビナート等現地防災本部を設置する。

なお、現地防災本部の設置に関する詳細な事項については、第5章第3節に定める。

(1) 組織

ア 現地防災本部長

発災事業所の所在する市村の長とする。

なお、所在する市村の長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した代理者がその職務を代行する。

イ 現地防災本部員

本部員のうち、本部長が指名した本部員又は本部長が指名した本部員から権限の委任を受けた者とする。

(2) 所掌事務

ア 災害鎮圧及び被害の拡大防止活動に関すること

イ 避難対策、警戒区域の設定に関すること

ウ 災害に関する情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関等への伝達に関すること

エ 防災関係機関等が実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整に関すること

オ 地区内の防災資機材の稼働状況の把握及び調達に関すること

カ 消防庁等から派遣される職員の受入に関すること

キ その他本部長が指示する事項に関すること

(3) 事務局

発災事業所の所在する市村石油コンビナート業務担当課に設置する。

事務局長は当該業務担当課長とし、事務局員は、当該業務担当課員及び関係課員をもって充てる。

3 自衛防災組織

特定事業者は、石災法第16条の規定に基づき、特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するため、自衛防災組織を設置する。

また、特定事業者は、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」（平成26年2月消防庁特殊災害室）を踏まえ、自衛防災組織に関する防災規定を定め、各地区の実情に応じて防災要員を配置し、防災活動の体制を整備する。

なお、自衛防災組織が実施する防災活動は以下のとおりである。

(1) 異常事態発生について、迅速かつ確実に消防署に通報する

- (2) 従業員に対し、異常事態の発生及び従業員のとるべき措置について周知する
- (3) 的確な判断のもとに、操業の中止等の措置を講ずる
- (4) 全組織をあげて初期防御活動を実施する
- (5) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する
- (6) 防災関係機関等の受入れ体制を整備する
- (7) 防災関係機関等の災害現場への到着後は、その協力を得て、総力をあげて防御措置を講ずる

4 共同防災組織

特定事業者は、石災法第 19 条の規定に基づき、特別防災区域の実態に応じて、同じ特別防災区域に所在する他の特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部と共同して、特定事業所の自衛防災組織の業務の一部を行わせるための共同防災組織を設置することができる。

共同防災組織は、防災要員及び資機材を配置し、災害発生時、発災事業所の自衛防災組織と共同で防災活動を実施する。

5 広域共同防災組織

直径 34 メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを所有する特定事業者は、石災法第 19 条の 2 の規定に基づき、共同して広域共同防災組織を設置することができる。

広域共同防災組織は、自衛防災組織が行う業務のうち、大容量泡放射システム及び大容量泡放射システム資機材の整備等を行い、災害発生時には防災活動を実施する。

6 石油コンビナート等特別防災区域協議会

特定事業者は、石災法第 22 条の規定に基づき、特別防災区域の防災を区域全体の問題として共同で検討し、協議するため、石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置に努める。

石油コンビナート等特別防災区域協議会は、特別防災区域の災害発生又は拡大防止に係る自主基準の作成や、技術研究、教育訓練を共同で実施する。

第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱について、次のとおり定める。

1 関係特定地方行政機関

(1) 東北管区警察局

- ア 災害状況の把握と報告連絡等に関すること
- イ 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること
- ウ 関係職員の派遣に関すること

- エ 防災関係機関との連絡調整に関すること
- (2) 関東東北産業保安監督部東北支部
 - ア 第1種事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること
 - イ 特定事業所に対する立入検査に関すること
 - ウ 高圧ガス施設の保安管理の監督、助言及び事故発生時の調査に関すること
 - エ 電気施設等の保安に関する監督、点検、指示及び助言に関すること
- (3) 東北地方整備局青森河川国道事務所
 - ア 青森河川国道事務所が管理する国道の保全に関すること
 - イ 青森河川国道事務所が管理する国道にかかる災害情報の収集及び応急対策に関すること
 - ウ 青森河川国道事務所が管理する河川の維持管理に関すること
 - エ 青森河川国道事務所が管理する河川にかかる災害情報の収集及び応急対策に関すること
- (4) 東北地方整備局青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所
 - ア 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること
 - イ 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び応急対策に関すること
- (5) 青森海上保安部、八戸海上保安部
 - ア 海上における油火災、船舶火災及び油流出事故等海上災害防止措置の実施及び指導に関すること
 - イ 航行船舶及び停泊船舶の安全対策の実施及び指導に関すること
 - ウ 災害情報の収集に関すること
 - エ 海上災害に関する教育訓練及び啓蒙に関すること
 - オ 災害周辺海域における警戒、警備に関すること
 - カ 海上交通規制及び海上交通の秩序維持に関すること
 - キ 防災資機材の整備及び搬送に関すること
 - ク 避難の指示又は勧告に関すること
 - ケ 海上災害に係る救出患者の緊急搬送に関すること
 - コ 海上災害に係る自衛隊の災害派遣要請に関すること
- (6) 青森労働局
 - 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく監督指導の実施に関すること

2 自衛隊

- ア 災害情報の収集伝達に関すること
- イ 避難の援助に関すること
- ウ 遭難者等の捜索救助に関すること
- エ 災害の防御活動に関すること

- オ 人員及び物資の輸送に関する事
- カ 危険物の保安措置及び除去に関する事

3 県警察

- ア 災害情報等の収集・伝達及び被害状況、災害原因等の調査に関する事
- イ 避難等の指示及び避難誘導のための広報に関する事
- ウ 被災者の救出及び救護に関する事
- エ 警戒区域の設定、交通規制及び緊急交通路の確保に関する事
- オ その他、青森県警察の所掌する業務に関する事

4 県

(1) 危機管理局

- ア 防災本部に関する措置に関する事
- イ 防災本部事務局の設置に関する事
- ウ 災害情報の収集伝達に関する事
- エ 防災資機材の整備に関する事
- オ 防災関係機関等との連絡調整に関する事
- カ 特定事業所への立入検査等に関する事
- キ 高圧ガスの保安管理に係る指導監督に関する事
- ク 高圧ガスの保安教育訓練の指導に関する事
- ケ 高圧ガスの防災設備及び資機材の整備指導に関する事
- コ 消防機関に対する指導助言に関する事
- サ 石油コンビナート等特別防災区域協議会及び共同防災組織の設置指導に関する事
- シ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関する事
- ス 応援対策の総合調整に関する事
- セ 緊急消防援助隊の応援要請に関する事
- ソ 自衛隊への災害派遣の要請に関する事
- タ 消防庁長官に対する専門的知識を有する職員の派遣の要請に関する事
- チ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関する事

(2) 総務部

- ア 所在市村に対する職員の応援派遣に係る措置に関する事
- イ 災害広報に関する事

(3) 財務部

- 災害応急対策費の予算措置に関する事

(4) 環境エネルギー部

- 特別防災区域周辺の環境保全対策に関する事

(5) 健康医療福祉部

- ア 被災者に対する援護対策に関する事
- イ 毒物、劇物の安全対策に関する事
- ウ 特別防災区域周辺の医療保健衛生対策に関する事

(6) 経済産業部

- 被災商工業者対策に関する事

(7) 農林水産部

- 特別防災区域周辺の農林水産対策に関する事

(8) 県土整備部

- ア 県道及び港湾施設等公共土木施設の整備、保全及び応急対策に関する事
- イ 緑地等の整備及び保全に関する事
- ウ 特定事業者の港湾施設に対する技術（構造）指導に関する事
- エ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関する事

(9) 教育庁

- ア 文教施設の保全に関する措置に関する事
- イ 児童・生徒の安全確保対策に関する事

(10) その他部局・各地域県民局

- 本部長から命ぜられた事項に関する事

5 関係市町村等

(1) 所在市村

（青森市、八戸市、六ヶ所村）

- ア 現地防災本部に関する事
- イ 現地防災本部事務局の設置に関する事
- ウ 災害情報の収集伝達に関する事
- エ 防災関係機関等との連絡調整に関する事
- オ 所在市村の管理に属する施設の災害復旧に関する事
- カ 緑地等の整備及び保全に関する事
- キ 警戒警備等措置に関する事
- ク 地域住民の避難措置及び安全確保対策に関する事
- ケ 文教施設の保全及び児童生徒の安全確保対策に関する事
- コ その他災害の発生及び拡大防止等のための措置に関する事

(2) 所在消防本部

（青森地域広域事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部）

- ア 災害情報の収集伝達に関する事

- イ 防災関係機関等との連絡調整に関する事
 - ウ 特定事業者等が設置する自衛防災組織等の育成指導に関する事
 - エ 立入検査、予防査察等の実施に関する事
 - オ 危険物の保安確保に関する指導監督に関する事
 - カ 消防力の充実強化及び資機材の整備に関する事
 - キ 防災に関する教育訓練の実施及び指導に関する事
 - ク 火災等災害の防御に関する事
 - ケ 県内の消防相互応援に関する事
 - コ 警戒警備等措置に関する事
 - サ 地域住民の避難措置に関する事
 - シ 被災者の救助及び救急搬送に関する事
 - ス その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置に関する事
- (3) 指定市町村等
- (三沢市、平内町、野辺地町、おいらせ町、横浜町、東北町、東通村、
三沢市消防本部、下北地域広域行政事務組合消防本部、中部上北広域事業組合消防本部)
- 災害応急対策の応援活動に関する事

6 特定事業者等

- ア 自衛及び共同防災体制の確立に関する事
- イ 自主点検及び保安検査の励行に関する事
- ウ 防災教育の徹底及び訓練の実施に関する事
- エ 防災業務の実施状況の報告に関する事
- オ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事
- カ 安全操業の確保及び労働安全の徹底に関する事
- キ 石油及び高圧ガスの安全輸送に関する事
- ク 異常現象時の通報連絡体制の整備に関する事
- ケ 緊急時の応急措置の徹底に関する事
- コ 火災等災害の防御に関する事
- サ 従業員等の避難措置に関する事
- シ 緑地等の整備及び保全に関する事
- ス その他災害の発生及び拡大の防止等のための措置に関する事

7 広域共同防災組織

- ア 大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等及び大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び放水銃等（以下「大容量泡放射システム」という。）の備付けに関する事
- イ 大容量泡放射システムを用いて行う防災活動 に関する事

- ウ 大容量泡放射システムの配備場所から災害現場への輸送及び設置に関すること
- エ 大容量泡放射システムの維持管理に関すること
- オ 大容量泡放射システムの操作等を行う防災要員の教育・訓練に関すること

8 関係指定地方行政機関

(1) 東北経済産業局

災害復旧、産業振興に対する支援措置に関すること

(2) 東北運輸局

緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること

(3) 東京航空局三沢空港事務所

ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための措置に関すること

イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(4) 仙台管区気象台（青森地方気象台）

ア 気象予報・警報等並びに地震情報の発表伝達及び周知に関すること

イ 津波警報等の伝達及び周知に関すること

ウ 防災気象情報の利用の普及並びに伝達組織に関する防災関係機関等との連絡に関する
こと

エ 気象災害の防止に関する必要な調査に関すること

(5) 東北防衛局

ア 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

イ 災害時における所管財産の使用に係る連絡調整に関すること

9 関係指定（地方）公共機関

(1) 東日本旅客鉄道会社（青森支店）

防災資機材の輸送手段の確保に関すること

(2) 東日本電信電話株式会社（青森支店）

ア 「非常通話」、「非常電話」の優先利用に関すること

イ 非常事態の際、公衆電話の一部停止又は利用制限による災害通信の確保に関すること

ウ 通信途絶区間に対し移動無線機配置による応急通信の確保に関すること

エ 災害時における応急、復旧体制及び通信設備の早期復旧に関すること

オ 孤立化防止用通信設備（無線）の設置による災害時における緊急通信の確保に関する
こと。

(3) 日本銀行（青森支店）

ア 現金の緊急輸送に関すること

イ 損傷銀行券の引換に関すること

ウ 金融機関に対する各種金融措置の指導に関すること

- (4) 日本赤十字社（青森県支部）
 - ア 救護班の派遣に関すること
 - イ 義援金品の受託及び配分に関すること
 - ウ 被災世帯に対する見舞金品の支給に関すること
- (5) 日本放送協会（青森放送局）
 - 気象予報・警報、地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
- (6) 日本通運株式会社（青森支店）、福山通運株式会社（北東北福山通運青森支店）、佐川急便株式会社（北東北支店青森営業所）、ヤマト運輸株式会社（東北支社青森主管支店）、西濃運輸株式会社（青森支店）
 - 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
- (7) 東北電力株式会社（青森支店）
 - ア 災害時における電力供給の確保に関すること
 - イ 電力施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること
- (8) 公益社団法人青森県医師会
 - 災害時における医療救護に関すること
- (9) 八戸ガス株式会社
 - 災害時におけるガス施設の防護及びガス供給の停止又は使用の禁止並びに被災施設の復旧業務に関すること
- (10) 公益社団法人青森県トラック協会
 - 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること
- (11) 青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森
 - 気象予報・警報、地震・津波情報、津波警報等、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること

第3章 災害の想定

特別防災区域に係る防災上必要な措置を有効かつ的確に実施するため、当該区域の災害態様を想定することを目的とする。

第1節 災害想定の基本적인考え方

特別防災区域における有効かつ的確な防災対策の確立を図るためには、いかなる災害が発生するおそれがあるか、災害が発生した場合にいかなる状況になるかという災害想定を、あらかじめ十分に行っておく必要がある。

このため、「石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成25年3月消防庁特殊災害室改定）」（以下「消防庁指針」という。）に示された手法により、平成28年3月に石油コンビナート等特別防災区域防災アセスメント調査を実施し、本県の特別防災区域において起こり得る災害の想定を行ったものである。

なお、この防災計画に規定されている事項については、同アセスメント調査結果を踏まえて実施するよう努める。

第2節 想定される災害事象とアセスメントの方法

1 評価対象施設

評価対象施設は、特別防災区域内の特定事業者が所有する施設で次のとおりである。

(1) 危険物タンク

許可容量500kL以上又は毒性危険物を取り扱う屋外タンク貯蔵所

(2) ガスタンク

可燃性ガス又は石炭法で指定された毒物・劇物に該当する高圧ガスを貯蔵するタンク

(3) 毒性液体タンク

石炭法で指定された毒物・劇物を貯蔵するタンクで、危険物タンク、ガスタンクに該当しないもの

(4) プラント

危険物製造所、高圧ガス製造施設（コンビナート等保安規則適用施設）、火力発電所の発電設備等

(5) タンカー棧橋

石油（第1、2、3、4石油類）、可燃性ガス（LPG、LNG）のタンカー棧橋

(6) パイプライン

事業所間を結ぶ石油（第1、2、3、4石油類）、可燃性ガス（LPG、LNG）の導配管

2 対象とする災害

対象とする災害は、上記評価対象施設の次の状況における漏洩・流出・火災・爆発等の事故・被害とする。

(1) 平常時の事故

平常時(通常操業時)における可燃性液体の流出・火災、可燃性ガスの流出・火災・爆発、毒性ガスの流出・拡散等の事故

(2) 短周期地震動による被害

平成 24・25 年度青森県地震・津波被害想定調査結果に基づいた、短周期地震動による被害

(3) 長周期地震動による被害

長周期地震動による危険物タンクのスロッシング被害

(4) 津波による被害

青森県津波浸水想定調査(平成 24・26 年度) 結果に基づく津波による施設等の浸水の被害

(5) 低頻度大規模災害による被害

ひとたび発生すればその影響が甚大となると考えられる災害

3 評価方法

評価方法は、原則として、消防庁指針で示された手法に基づき、下表のとおりとする。

評価対象災害	評価方法
平常時の事故	イベントツリー解析を適用した確率的評価 ・災害拡大シナリオの想定 ・災害発生危険度の推定 ・災害の影響度の推定 ・総合的な災害危険性の評価
短周期地震動による被害	
長周期地震動による被害	危険物タンクのスロッシング最大波高及び溢流量の推定を行う。
津波による被害	浸水による危険物タンクの移動被害の予測を行う。
低頻度大規模災害	災害が発生した場合の影響度を評価する。(定量的な評価が可能な災害事象について)

4 評価結果

石油コンビナート防災アセスメントの調査結果は以下のとおり。なお、詳細な調査結果は防災計画(資料編)を参照。

(1) 平常時の事故を対象とした評価

ア むつ小川原地区

表 3-1 平常時に想定される災害(むつ小川原地区)

	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害
危険物タンク	[流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 中量流出火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。 [タンク火災] 該当なし	[流出火災] ・ 中量流出火災 ・ 防油堤内流出火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 [タンク火災] ・ タンク小火災/リム火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。
タンカー・栈橋	[危険物の海上流出] ・ 小量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 [危険物の流出火災] ・ 小量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。	[危険物の海上流出] ・ 大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 [危険物の流出火災] ・ 大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。
パイプライン	[危険物の流出火災] ・ 小量流出火災 地上部で流出した場合、影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	[危険物の流出火災] ・ 大量流出火災 地上部で流出した場合、影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。

イ 青森地区

表 3-2 平常時に想定される災害（青森地区）

	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害
危険物タンク	[流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 中量流出火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 [タンク火災] ・ タンク小火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。	[流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 中量流出火災 ・ 防油堤内流出火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。 [タンク火災] ・ タンク小火災 ・ タンク全面火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。
タンカー・栈橋	[危険物の海上流出] ・ 小量流出 ・ 大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 [危険物の流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。	[危険物の海上流出] 該当なし [危険物の流出火災] ・ 大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。
パイプライン	[危険物の流出火災] ・ 小量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	[危険物の流出火災] ・ 大量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。

表 3-3 平常時に想定される災害（八戸地区）

	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害
危険物タンク	[流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 中量流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。 [タンク火災] ・ タンク小火災/リム火災 影響は概ねタンク周辺にとどまる。	[流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 中量流出火災 ・ 防油堤内流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。 [タンク火災] ・ タンク小火災/リム火災 ・ タンク全面火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。
ガスタンク	[爆発・火災] 該当なし [毒性ガス拡散] ・ 小量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	[爆発・火災] ・ 小量流出 爆発・火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。 [毒性ガス拡散] ・ 中量流出 毒性ガス拡散 ・ 大量流出、全量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。
（製造施設）プラント	[可燃性ガスの爆発・火災] 該当なし	[可燃性ガスの爆発・火災] ・ 小量流出 爆発 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。
（発電施設）プラント	[危険物の流出火災] ・ 小量流出 流出火災 ・ 中量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 [可燃性ガスの爆発・火災] ・ 小量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。	[危険物の流出火災] ・ 大量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 [可燃性ガスの爆発・火災] ・ 中量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。
タンカー・栈橋	[危険物の海上流出] ・ 小量流出 ・ 大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 [危険物の流出火災] ・ 小量流出火災 ・ 大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 [可燃性ガスの拡散] ・ 小量流出 拡散 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 [可燃性ガスの爆発・火災] ・ 小量流出 爆発・火災 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。	[危険物の海上流出] ・ 大量流出 流出油が広範囲に拡大するおそれがある。 [危険物の流出火災] ・ 大量流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 [可燃性ガスの拡散] ・ 大量流出 拡散 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 [可燃性ガスの爆発・火災] 該当なし

パイプライン	【危険物の流出火災】 ・小量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 爆発の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。	【危険物の流出火災】 ・大量流出火災 流出の発生箇所によっては、住居・一般の事業所等へ影響が及ぶ可能性がある。 【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし

(2) 周期地震動による被害を対象とした評価

ア むつ小川原地区

むつ小川原地区では、太平洋側海溝型地震による地震動を想定して評価した。

表 3-4 短周期地震動により想定される災害(個別の施設の評価、【太平洋側海溝型地震】)

	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害
危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。
タンカー棧橋	【危険物を取り扱う施設】 入出荷中でない場合、流出は想定されない。 入出荷中の場合には、破損の箇所によっては、平常時の評価より多量の危険物が流出する可能性がある。オイルフェンスを展開していない場合や、護岸の流出や津波警報の発令等でオイルフェンスの展開ができない場合には、海上に流出した危険物が広範囲に拡大することが懸念される。	
パイプライン	【危険物を取り扱う施設】 液状化対策が未実施となっていることから、想定する地震動に見舞われた場合、地震動や液状化により配管フランジ部等が破損するおそれがある。ただし、通常は地震発生時に緊急停止・遮断が行われることから、大規模な流出や火災に至る可能性は低いと考えられる。	

イ 青森地区

青森地区では、内陸直下型地震による地震動を想定して評価した。

表 3-5 短周期地震動により想定される災害(個別の施設の評価、【内陸直下型地震】)

	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害
危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 影響は概ね事業所敷地内にとどまる。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。
タンカー棧橋	【危険物を取り扱う施設】 入出荷中でない場合、流出量は小量にとどまると考えられる。 入出荷中の場合には、破損の箇所によっては、平常時の評価より多量の危険物が流出する可能性がある。オイルフェンスを展開していない場合や、護岸の流出や津波警報の発令等でオイルフェンスの展開ができない場合には、海上に流出した危険物が広範囲に拡大することが懸念される。	

パイプライン	【危険物を取り扱う施設】 液化化対策が未実施となっていることから、想定する地震動に見舞われた場合、地震動や液化化により配管フランジ部等が破損するおそれがある。ただし、通常は地震発生時に緊急停止・遮断が行われることから、大規模な流出や火災に至る可能性は低いと考えられる。
--------	--

ウ 八戸地区

八戸地区では、太平洋側海溝型地震による地震動を想定して評価した。

表 3-6 短周期地震動により想定される災害(個別の施設の評価、【太平洋側海溝型地震】)

	第 1 段階の想定災害	第 2 段階の想定災害
危険物タンク	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。	【流出火災】 ・小量流出火災 ・中量流出火災 ・仕切堤内流出火災 ・防油堤内流出火災 影響は特別防災区域内の一般道路へ及ぶ可能性がある。
ガスタンク	【爆発・火災】 ・小量流出 爆発・火災 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。 【毒性ガス拡散】 ・小量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。	【爆発・火災】 ・中量流出 爆発・火災 ・大量流出、全量流出 爆発・火災 影響は事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。 【毒性ガス拡散】 ・中量流出 毒性ガス拡散 ・大量流出、全量流出 毒性ガス拡散 影響は概ね特別防災区域内にとどまる。
(製造施設) プラント	【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし	【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発 影響は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。
(発電施設) プラント	【危険物の流出火災】 ・小量流出 流出火災 影響は施設周辺にとどまる。 【可燃性ガスの爆発・火災】 該当なし	【危険物の流出火災】 該当なし 【可燃性ガスの爆発・火災】 ・小量流出 爆発 影響は施設周辺にとどまる。
タンカー・棧橋	【危険物を取り扱う施設】 入出荷中でない場合、流出量は小量にとどまると考えられる。 入出荷中の場合には、破損の箇所によっては、平常時の評価より多量の危険物が流出する可能性がある。オイルフェンスを展開していない場合や、護岸の流出や津波警報の発令等でオイルフェンスの展開ができない場合には、海上に流出した危険物が広範囲に拡大することが懸念される。 【可燃性ガスを取り扱う施設】 入出荷中に地震が発生した場合には配管の破損などによりガスが流出する可能性もある。ガスが大量に流出した場合、火災や爆発が発生し、着積中のタンカーなどに影響を及ぼす可能性がある。	

パイプライン	【危険物を取り扱う施設】 液状化対策が未実施となっていることから、想定する地震動に見舞われた場合、地震動や液状化により配管フランジ部等が破損するおそれがある。ただし、通常は地震発生時に緊急停止・遮断が行われることから、大規模な流出や火災に至る可能性は低いと考えられる。
	【可燃性ガスを取り扱う施設】 液状化対策が実施されている導管は、地震動や液状化による被害を受ける可能性は低いと考えられる。液状化対策の状況が不明である導管は、液状化対策の状況を確認するなどして被害の可能性を検討する必要がある。ただし、通常は地震発生時に緊急停止・遮断が行われることから、大規模な流出や火災に至る可能性は低いと考えられる。

(3) 長周期地震動(スロッシング)による被害を対象とした評価

長周期地震動により各地区の危険物タンクで想定される被害を以下に示す。

ア むつ小川原地区

表 3-7 長周期地震動により想定される災害(むつ小川原地区)

	評価結果
浮き屋根式タンク	【浮き屋根上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き屋根上に危険物が流出する可能性がある。 流出した危険物が浮き屋根上に滞留して着火した場合、浮き屋根上で火災となることが想定される。 【ドレン配管の破損】 想定される長周期地震動の強さによる過去の被害事例の報告はないものの、被害の発生に留意する必要がある。
内部浮き蓋付きタンク	【浮き蓋上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き蓋上への流出が起こる可能性がある。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【浮き蓋の損傷・沈降】 浮き蓋の損傷・沈降の危険性は低いが、内部浮き蓋の技術基準に未適合であることから、注意が必要である。
固定屋根式タンク	スロッシング最大波高の予測結果が側板高さを上回るタンクがないことから、被害発生の危険性は低い。
災害の影響	タンク全面火災となった場合の影響は、概ね事業所内にとどまる。

イ 青森地区

表 3-8 長周期地震動により想定される災害(青森地区)

	評価結果
内部浮き蓋付きタンク	【浮き蓋上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き蓋上への流出が起こる可能性がある。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【浮き蓋の損傷・沈降】 内部浮き蓋の技術基準に適合済であるものの、想定を超える地震動により浮き蓋の損傷・沈降が発生する可能性は否定できない。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。
固定屋根式タンク	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。
災害の影響	防油堤全面火災及びタンク全面火災となった場合の影響は、いずれも事業所敷地外の住居・一般の事業所等へ及ぶ可能性がある。

ウ 八戸地区

表 3-9 長周期地震動により想定される災害(八戸地区)

	評価結果
内部浮き蓋付きタンク	【浮き蓋上への流出】 過去の事例とスロッシング最大波高の予測結果を比較すると、浮き蓋上への流出が起こる可能性がある。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【浮き蓋の損傷・沈降】 想定を大きく上回る地震動が想定されることから、浮き蓋の損傷・沈降が発生する可能性があり、内部浮き蓋の技術基準に適合していないタンクでは、特に危険性が高い。 タンク内で可燃性混合気を形成し、着火した場合、爆発しタンク全面火災に至ることが想定される。 【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。
固定屋根式タンク	【タンク上部の破損】 スロッシング最大波高の予測結果が側板の高さを上回ることから、タンク上部の破損により溢流する可能性がある。 溢流した危険物に着火した場合、タンク周辺、防油堤内等で火災が起こることが想定される。 タンク内部で着火した場合、タンク全面火災が起こることが想定される。

影響の 災害の	防油堤全面火災及びタンク全面火災となった場合の影響は、事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。
------------	--

(4) 津波による被害を対象とした評価

津波により施設の種類ごとに想定される被害を、表 3.4.1 に示す。

表 3-10 津波により想定される災害

	評価結果
(タンクの移動・転倒による被害) 危険物タンク	【むつ小川原地区：太平洋側想定地震津波による被害】 すべてのタンクで浮き上がりや滑動が生じないことから、被害の危険性は極めて低い。 【青森地区：太平洋側想定地震津波による被害】 多くのタンクで浮き上がりや滑動が生じないことから、被害の危険性は低い。 【八戸地区：太平洋側想定地震津波による被害】 すべてのタンクにおいて浮き上がりや滑動が生じる可能性があり、通常の運用状態（貯蔵率）では被害を受ける危険性が高い。 この被害により想定される危険物の流出量の期待値は、84,000kL 程度となる。
(その他被害) 危険物タンク	【むつ小川原地区：太平洋側想定地震津波による被害】 浸水が想定されるのは、中継ポンプ場のみである。 津波の波力による被害発生の可能性は低いが、事業所内の車両等が漂流物となり、衝突して配管の破損が生じる可能性がある。ただし、タンクの遮断弁を常時閉止しているため、配管の破損によりタンクの全量が流出する危険性は低い。 地震による危険物の流出後に津波が発生した場合、流出火災が広範囲に拡大、延焼するような危険性は低い。 【青森地区：太平洋側想定地震津波による被害】 津波の波力により配管が破損する可能性は低いが、特別防災区域内及び近隣の区域からの漂流物により、配管の破損が生じる可能性がある。 スロッシングによる危険物タンクから溢流が発生した場合、津波浸水により流出油が広範囲に拡大し、場合によっては火災が発生し、延焼する可能性がある。 【青森地区：青森湾西岸断層帯想定地震津波による被害】 津波の波力により配管が破損する可能性は低いが、特別防災区域内及び近隣の区域からの漂流物により、配管の破損が生じる可能性がある。 地震の発生直後に津波に見舞われると想定されていることから、緊急遮断が間に合わず危険物が大量に流出し、津波浸水によって流出火災が広範囲に拡大、延焼するおそれがある。 【八戸地区：太平洋側想定地震津波による被害】 地区の全域で浸水が想定され、施設付近での浸水深は約 6.5～10.9m であることから、津波の波力により、配管が破損する可能性が高い。 また、漂流物が特別防災区域の内外で大量に発生する可能性があり、タンクの移動被害も考えられることから、漂流物やタンクが衝突して配管の破損が生じる危険性も高い。 さらに、地震やスロッシングにより流出火災が想定されることから、津波浸水により広範囲に拡大、延焼するおそれがある。
ガスタンク	【八戸地区】 LPG 貯槽及びアンモニアタンクでは、配管の破損、貯槽本体の移動・転倒等が発生する危険性がある。 LNG タンクは、PCLNG 貯槽である。LNG タンクの防液堤は LNG 地上式貯槽指針（一般社団法人日本ガス協会）に基づき頑強に作られているものの、津波の波力や漂流物の衝突を考慮した設計ではないことから、被害を受ける可能性はないとはいえない。

その他施設	【プラントの災害（八戸地区のみ）】 LNG 気化設備等は、浸水により設備が使用不能となるおそれがある。漂流物等が衝突した場合には、LNG が流出することが考えられる。流出したガスが建屋内に滞留した場合、着火して爆発火災となる可能性がある。 発電施設は、ボイラーやタービンのポンプ・電動機類等の浸水等が発生する可能性がある。船舶・漂流物等が建屋に衝突した場合には、屋内の施設も大きな被害となるおそれがある。 【タンカー・棧橋・パイプラインの災害】 船舶・漂流物等の衝突、配管を支持する構造物の破損等により、配管が破損し危険物または可燃性ガスの漏洩に至ることが考えられる。 タンカーからの受入中に津波が発生した場合には、大型のタンカーでは港外に出られずに棧橋・岸壁等に衝突するおそれがある。特に青森地区では、内陸直下型地震が発生した場合には直後に津波が到達することから、このような被害となる危険性が高い。 危険物を取り扱う施設では海上流出や流出火災となる可能性がある。 可燃性ガス (LNG、LPG) を取り扱う施設では流出・拡散、場合によって爆発・火災となる可能性がある。 【防災設備等の災害】 浸水が想定される区域では、緊急遮断装置、防消火設備配管・弁等の破損・不具合の発生を想定する必要がある。

(5) 低頻度大規模災害の評価

低頻度大規模災害の評価結果を施設の種類別にまとめると、表 3.5.1 のようになる。なお、影響評価手法が確立していないなどの理由により評価を行っていないものについては、過去の事故事例等に基づき、災害の発生危険性や拡大の様相を定性的に検討した結果を記載している。

表 3-11 低頻度大規模災害の評価

施設種別	災害事象	評価結果
危険物タンク	大規模流出火災	【防油堤内全面火災の放射熱：2.3kW/m² 以上となる影響範囲】 ○むつ小川原地区：半径 350m 程度(最大) ○青森地区：半径 150m 程度(最大) ○八戸地区：半径 200m 程度(最大) むつ小川原地区では、影響範囲は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 青森地区では、住居・一般事業所等に影響が及ぶ可能性がある。 八戸地区では、影響範囲は事業所敷地外へ及ぶことがあるが、住居・一般の事業所等へは及ばない。 【防油堤外流出火災】 流出範囲が特定できないため影響評価を行っていないが、流出範囲が防油堤内流出より大きくなるとは限らない。
	危険物の海上流出	危険物が防油堤外へ流出した場合、流出油等防止堤が設置されていない場合または地震等により流出油等防止堤が破損した場合には、危険物が事業所の全域に流出する。また、流出油が雨水排水溝を通り、流出油等防止堤や排水処理設備を通らずに海上流出に至る場合や、ガードベースンの閉鎖失敗により海上流出に至る場合もある。
	ボイルオーバー	ボイルオーバーは原油、重油を貯蔵したタンクで全面火災が長時間継続することにより起こり得る。青森地区や八戸地区ではタンク全面火災が発生する危険性があり、特に長周期地震動によるスロッシングに起因して発生する可能性が高い。むつ小川原地区では大きな長周期地震動が想定されないことや、すべて新法タンクであることから、タンク

		火災発生の危険性は低い。
	地震動による被害の同時多発	青森地区や八戸地区では、短周期地震動や長周期地震動により、複数の危険物タンクで火災が同時に発生する可能性がある。現有の消防力で対応できない火災がある場合、火災が長時間継続し、ボイルオーバーに至ることも考えられる。
	津波による被害の同時多発	むつ小川原地区や青森地区では浸水による移動被害の危険性は低い、八戸地区では6～11m程度浸水深が想定されることから、複数の施設で同時に浮き上がり・滑動及び漂流物の衝突の被害を受ける可能性がある。
ガスタンク	BLEVE	【爆発による爆風圧：2.1kPa以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径840m程度(最大) 【ファイヤーボールによる放射熱：ファイヤーボールの継続時間により2.3～9.8kW/m²以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径4.2km程度(最大) 飛散物の影響は、爆発の際の破片の大きさ・形状等により大きく変わるため、推測は困難である。 いずれの影響についても、住居・一般事業所等に広範囲に及ぶ可能性がある。
	LNGタンクの大規模火災	【タンク全面火災の放射熱：2.3kW/m²以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径300m程度(対象施設の諸元が同じ) 影響範囲は特別防災区域外の一般の事業所まで及ぶ可能性がある。
	毒性物質の大量流出	【毒性ガス(アンモニア)の拡散：IDLH以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径480m程度(最大) 影響範囲は特別防災区域外の一般の事業所まで及ぶ可能性がある。なお、ガス拡散範囲は、実際には風下方向のみとなるが、ここでは風向を特定せず、全方位に拡散し得るものとしている。
	津波による被害の同時多発	想定される浸水深から、八戸地区では、複数の施設で同時に被害を受ける可能性がある。
プラント	大規模流出火災 大規模爆発火災	【危険物の流出火災の放射熱：2.3kW/m²以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径30m程度(最大) 【可燃性ガスの蒸気雲爆発による爆風圧：2.1kPa以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径340m程度(最大) 爆風圧による影響は特別防災区域外の一般の事業所まで及ぶ可能性がある。
タンカー・栈橋	危険物の大規模流出	【流出火災の放射熱：2.3kW/m²以上となる影響範囲】 ○青森地区：半径70m程度(最大) ○八戸地区：半径130m程度(最大) 流出した場合、直ちに海上に拡散するおそれがある。 火災の影響は特別防災区域内にとどまる。
	可燃性ガスの大規模流出	【爆発による爆風圧：2.1kPa以上となる影響範囲】 ○八戸地区：半径170m程度(最大) 爆発の影響は特別防災区域内にとどまる。
パイプライン	危険物の大規模流出	【流出火災の放射熱：2.3kW/m²以上となる影響範囲】 ○むつ小川原地区：半径480m程度(最大) ○青森地区：半径260m程度(最大) ○八戸地区：半径200m程度(最大) 流出の発生箇所によっては、特別防災区域外の事業所に影響が及ぶ可能性がある。
	可燃性ガスの大規模	【爆発による爆風圧：2.1kPa以上となる影響範囲】

	流出	○八戸地区：半径 140m 程度(対象 1 施設) 爆発の発生箇所によっては、特別防災区域外の事業所に影響が及ぶ可能性がある。
全施設	積雪・凍結による被害	融雪用の設備や凍結防止のための設備が使用できない場合、以下のような被害が考えられる。 ●積雪荷重による浮き屋根の沈降 ●凍結によるドレン配管のひび割れからの危険物の流出
	火山による被害	火山灰の降灰があった場合、以下のような被害が考えられる。 ●火山灰の堆積による排水設備の目詰まり ●施設の運転のための計器類への影響
	地震による被害と津波による被害の複合	短周期地震動及び長周期地震動による危険物の流出や火災が起きた後、津波により拡大する可能性がある。むつ小川原地区ではそのような複合災害となる危険性は低い、青森地区及び八戸地区では複合災害の危険性があり、津波によって流出火災が広範囲に拡大する可能性がある。
	地震・津波による被害とその他の災害との複合	【高潮と津波との複合】 高潮と地震による津波が複合して発生した場合、津波の高さが想定より大きくなる可能性がある。特に、むつ小川原地区及び青森地区では、八戸地区と比べて浸水深が小さいが、想定される浸水深よりも大きくなり、より規模の大きな災害が起こる、多くの施設で被害が発生するなどの可能性がある。

第4章 災害予防計画

特別防災区域に係る災害の発生を未然に防止すること及び災害が発生した場合に被害の拡大防止対策を講ずることを目的とする。

第1節 危険物等災害予防対策

特別防災区域に係る石油類等の危険物及び高圧ガス等（以下「危険物等」という。）の火災又は爆発に対し、各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

1 特定事業者

(1) 災害の発生を予防する対策

- ア 危険物等の施設及び設備は、危険物等の危険度、保安体制等を考慮し、適正な配置を行う。
- イ 危険物等の施設の位置、構造及び設備が法令に適合するように維持する。
- ウ 危険物等の施設及び設備の操作方法の習熟を図る。
- エ 危険物等の施設及び設備は、予防規程等で定める計画に従い保安のための検査及び点検を徹底し、改善を要する場合は、早急に改善を図り十分な安全対策を講ずる。
- オ 特定防災施設を法令に適合するよう維持するとともに、必要な防災資機材を整備する。
- カ 自衛防災組織の防災要員を防災規程の定めるところにより適正に配置する。
- キ 作業基準、機器交換基準を定め、施設の安全管理を徹底する。
- ク 下請業者を多数使用する場合は、的確な作業指示を行うとともに、作業命令系統と作業監督制度の確立を図る。

(2) 災害による被害の拡大を防止する対策

- ア 災害発生時に、自衛防災組織が迅速かつ適切に災害対応に取り組めるよう、防災活動の体制を整備する。
- イ 異常現象時における設備等の操作方法、通常操業及び夜間・休日時など様々な状況を想定した指揮・命令及び伝達系統を明確にする。
- ウ 災害発生時、災害に関する情報を取りまとめ、災害の現場における消防隊及び防災要員への情報提供体制を整備する。
- エ 自衛防災組織の防災要員に対し、異常現象発生時における、アセスメント調査結果を踏まえた爆発や火災等の発生危険性及びその影響範囲、避難経路等の周知徹底を図る。
- オ 緊急時の措置等を十分習熟させるよう従業員等に教育訓練を徹底する。
- カ 災害の防止に関し共同防災組織、広域共同防災組織及び他の特定事業者と常に連絡をとれる体制を整備する。
- キ 災害発生時に備え、公設消防隊と各々の対応能力、役割分担を確認し、訓練を実施し

て連携強化を図る。

ク 広域共同防災組織加盟特定事業者は、事業所の敷地内の構造等を踏まえ、各危険物タンクにおける大容量泡放射システムの設置場所や設置方法を事前に検討し、必要な訓練を実施する。

2 関東東北産業保安監督部東北支部

- (1) 必要に応じ特定事業所に対し立入検査を行う。
- (2) 必要に応じ高圧ガス施設の設置者に対し立入検査を行う。
- (3) 必要に応じ電気施設の設置者に対し立入検査を行う。
- (4) 地盤沈下防止に対する対策を講ずる。

3 青森労働局

- (1) 危険物等の施設の安全管理体制の強化を図るための監督、指導を行う。
- (2) 労働安全衛生法第 88 条に該当する危険物等施設についての事前審査を強化する。

4 県

- (1) 高圧ガス製造所等の保安体制について定期又は臨時に立入検査を行い、安全対策について指導、監督を行う。
- (2) 必要があると認められるときは、石災法第 40 条に基づき特定事業所に立入り、施設、帳簿書類その他必要な物件を検査し、又は関係者に質問を行う。
- (3) 危険物移送取扱所の許可及び予防査察等の実施並びに消防機関が行う危険物施設の許可及び予防査察等について指導又は助言を行う。
- (4) 防災施設及び資機材等の整備を行う。
- (5) 防災のための教育訓練を行う。
- (6) 所在市村が実施する避難対策の状況を把握し、情報提供又は助言を行う。

5 県警察

- (1) 危険物等の保安について特定事業者等に対し指導取締りを強化する。
- (2) 危険物等運搬車両の運行について保安を確保するために指導取締りを強化する。
- (3) 緊急車通行路、避難路の確保に努める。
- (4) 災害装備資材の整備、その充実強化を図る。

6 所在市村

- (1) 住民等の生命及び財産を保護するための避難対策（避難場所の選定、避難経路の把握、移動手手段の確保等）を講ずる。
- (2) 防災のための教育訓練を行う。

7 所在消防本部

- (1) 危険物施設に対し立入検査を行う。
- (2) 危険物施設について法令に定める技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。
- (3) 危険物等の貯蔵、取扱いの基準の遵守について指導する。
- (4) 危険物保安監督者、危険物取扱者の責務及び職務の履行を徹底させる。
- (5) 危険物保安統括管理者の危険物の保安に関する業務の統括管理及び防災管理者による自衛防災組織の統括の履行を徹底させる。
- (6) 危険物運搬車両の移送中における保安の確保に関する指導をする。
- (7) 予防規程、防災規程の履行を徹底させる。
- (8) 危険物施設の定期点検の実施及び記録の保存並びに結果に基づく欠陥事項の改善に関する指導をする。
- (9) 被害の極限を図るため防災に必要な各種機材、設備、装備の充実指導に努める。
- (10) 消防のための教育、研究及び訓練に努める。
- (11) 災害発生時に備え、自衛防災組織の各々の対応能力、役割分担を確認し、訓練を実施して連携強化を図る。
- (12) 相互応援体制の強化を図る。

第2節 海上災害予防対策

特別防災区域の地先の海上に係る災害に対し、各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

1 特定事業者

- (1) 船舶及び陸上の受入、払出施設に関する位置、構造、施設の維持管理の徹底を図る。
- (2) オイルフェンス、油処理剤等の資機材の備蓄及び維持管理の徹底を図る。

2 東北地方整備局青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所

船舶の安全航行に資するため港湾外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を維持する。

3 青森海上保安部、八戸海上保安部

- (1) 巡視船艇を特別防災区域の地先の水域へ定期的に巡回させ異変の早期発見に努める。
- (2) 危険物等積載船舶に対する監督を次により実施する。
 - ア 港則法に基づき港長が停泊場所の指定、荷役運搬の許可を行うとともにその監督、指導にあたる。
 - イ 津波、台風等の異常気象により災害の発生が予想される場合は、港長が状況に応じて荷役の中止あるいは港外への移動を命ずることができる。

ウ 港則法及び船舶安全法等関係法令の遵守、災害防止に関する指導を行う。

- (3) 危険物等積載船舶の入出港時及び停泊中、必要と認められるときは、巡視船艇を出動させて安全性の確認及び指導にあたりるとともに、付近航行船舶及び港内作業船舶に対して危険物等積載船舶に接近しないよう指導し、海上における喫煙及び火気取扱いの禁止を徹底する。
- (4) 災害発生時、海上における初動体制を確立し、被害の極限を図るため防災に必要な各種資機材、設備、装備の充実指導に努める。
- (5) 海上災害における教育訓練に努める。

4 県

- (1) 港湾区域内の港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進し、海上災害を予防する。
- (2) 海上災害に必要な消火薬剤、油処理剤等防災資機材の管内備蓄の把握と、その整備の促進に努める。

5 所在消防本部

- (1) 海上の災害予防のため、特別防災区域に係留中の船舶に対する予防査察及び取締りの強化を図る。
- (2) 危険物等の荷役作業を行うタンカー等に対し、必要に応じて随時立入検査を実施する。

第3節 自然災害予防対策

特別防災区域に係る地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

1 特定事業者

(1) 地震災害予防対策

ア 危険物施設等の耐震化・液状化対策

危険物施設の配管、建築物及び特定防災施設等について、耐震性能、各技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の危険性の可能性等を確認し、必要な措置を講ずる。

イ 特定防災施設及び防災設備の信頼性向上

特定防災施設及び防災施設（遮断設備、移送設備、散水設備、消火設備等）について、停電や通信回線の輻輳の発生に対応するための必要な措置を講ずる。

ウ 浮き屋根及び内部浮き蓋の被害状況の把握

短周期地震動やスロッシングによるタンク被害を予測し、地震の発生時に損傷危険性の高いタンクを速やかに把握することができるリアルタイム被害予測システムの導入を検討する。

エ 地震発生時の特定防災施設及び防災設備等に係る応急措置・代替措置

地震発生後も継続して危険物の貯蔵等を行うため、特定防災施設及び資機材等が被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講ずる。

(2) 津波災害予防対策

ア 特定防災施設及び防災設備等の浸水対策

特定防災施設及び防災設備等について、自衛防災組織の防災活動に支障を及ぼさないよう、高所への設置や防水化といった必要な措置を講ずる。

イ 津波発生時の特定防災施設・資機材等に係る応急措置・代替措置

津波被害発生後も、特定防災施設及び資機材等が、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復することができるよう、「特定防災施設等の技術基準の検討報告書（平成 25 年 2 月危険物保安技術協会）」を参考に応急措置又は代替措置を講じる。

ウ 自衛防災組織の安全確保対策

地震・津波発生時において、人命の安全を最優先し防災活動に当たることが必要である。特に、津波災害時には人的対応に係る制約が大きいと考えられることから、自衛防災組織等は、次の事項について整理し、安全確保対策を講ずる。

(ア) 津波に関する情報収集

(イ) 避難場所の確保等

(ウ) 情報伝達の確保

(エ) 退避ルールの確立と津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化

- ・ 人命安全の優先
- ・ 津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動の明確化
- ・ 津波災害時の従業員・自衛防災組織等の活動・安全管理マニュアルの作成

(オ) 自衛防災組織等の装備及び教育訓練の充実

(3) その他の自然災害

竜巻、高潮等の自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、気象及び海象の収集に努め、事業所内の警戒警備を強めるものとする。

2 東北地方整備局青森港湾事務所、八戸港湾・空港整備事務所

津波、高潮、波浪等による災害を予防するとともに、船舶の安全航行に資するため外かく施設、水域施設等の港湾施設の整備を推進する。

3 青森海上保安部、八戸海上保安部

津波、台風等の異常気象により災害発生が予想される場合は港長が状況に応じて荷役中止あるいは港外避泊を勧告し、また、必要があると認めるときは、荷役の中止あるいは港外へ

の移動を命ずる。

4 県

- (1) 地震対策としての港湾施設の建設整備にあたっては、地盤の種別及び当該施設の重要度等を考慮して適切な設計震度を採用する。
- (2) 自然災害を想定した複合的な訓練を実施する。
- (3) 港湾区域内の海岸保全施設を整備するため海岸保全事業を施行して、津波、高潮等による災害を予防する。

第4節 航空機等による災害の予防対策

特別防災区域における航空機及び無人航空機による災害に対する各機関がとるべき予防対策については、次のとおりとする。

1 航空機による災害の予防対策

(1) 三沢空港事務所

航空機に対し、航空法に定める最低安全高度を遵守させるとともに、当該区域の航空機災害防止のため航空関係者に対する啓蒙、協力要請を行う。

また、防災関係機関等から、航空法違反の疑いがある航空機に係る通報を受けた場合は、適切に対応する。

(2) 特定事業者

特別防災区域の上空における航空機の飛行について監視を行うとともに、航空法の規定に違反する疑いがある航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

(3) 防災関係機関

航空法の規定に違反する疑いがある航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し災害の未然防止を図る。

○ 航空機の低空飛行の監視体制

ア 飛行高度制限

特別防災区域内の地上構造物より 300m以下の低空

イ 監視

特定事業者が監視する。防災関係機関は低空飛行航空機を発見次第通報する。

ウ 低空飛行航空機を発見したときの通報

(ア) 通報先

東京航空局三沢空港事務所

(イ) 通報内容

- | | | |
|-------------|---|--------------------|
| (a) 日 | 時 | (e) 機 体 番 号 |
| (b) 場 | 所 | (f) 色 |
| (c) 飛 行 方 向 | | (g) 発見者及び通報者の氏名、所属 |
| (d) 機 種 型 式 | | (h) そ の 他 |

(ウ) 通報の方法

電話により通報する。

エ 三沢空港事務所の処理

三沢空港事務所は、通報のあった事項について調査をする。調査結果は通報のあった機関へ通知する。

オ 通報をした機関は、三沢空港事務所から調査結果の通知を受けた場合、防災本部へ報告する。

2 無人航空機に関する事故防止体制について

(1) 三沢空港事務所

特定事業者及び防災関係機関等から航空法違反の疑いがある無人航空機に係る連絡を受けた場合は、適切に対応する。

(2) 特定事業者

特別防災区域の上空における無人航空機の飛行について監視を行うとともに、航空法の規定に違反する疑いがある無人航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

(3) 防災関係機関

航空法の規定に違反する疑いがある無人航空機を発見したときは、速やかに三沢空港事務所に通報し、災害の未然防止を図る。

第5節 気象通報等の伝達

気象予報・警報等、津波予報・地震情報等、火災警報等の伝達については、次のとおりとする。

1 気象予報・警報等の伝達

青森地方気象台が発表する気象予報・警報等の伝達については、次に定めるところにより処理する。

(1) 伝達すべき気象予報・警報等の種類

ア 注意報

気象（風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪）、高潮、波浪、洪水

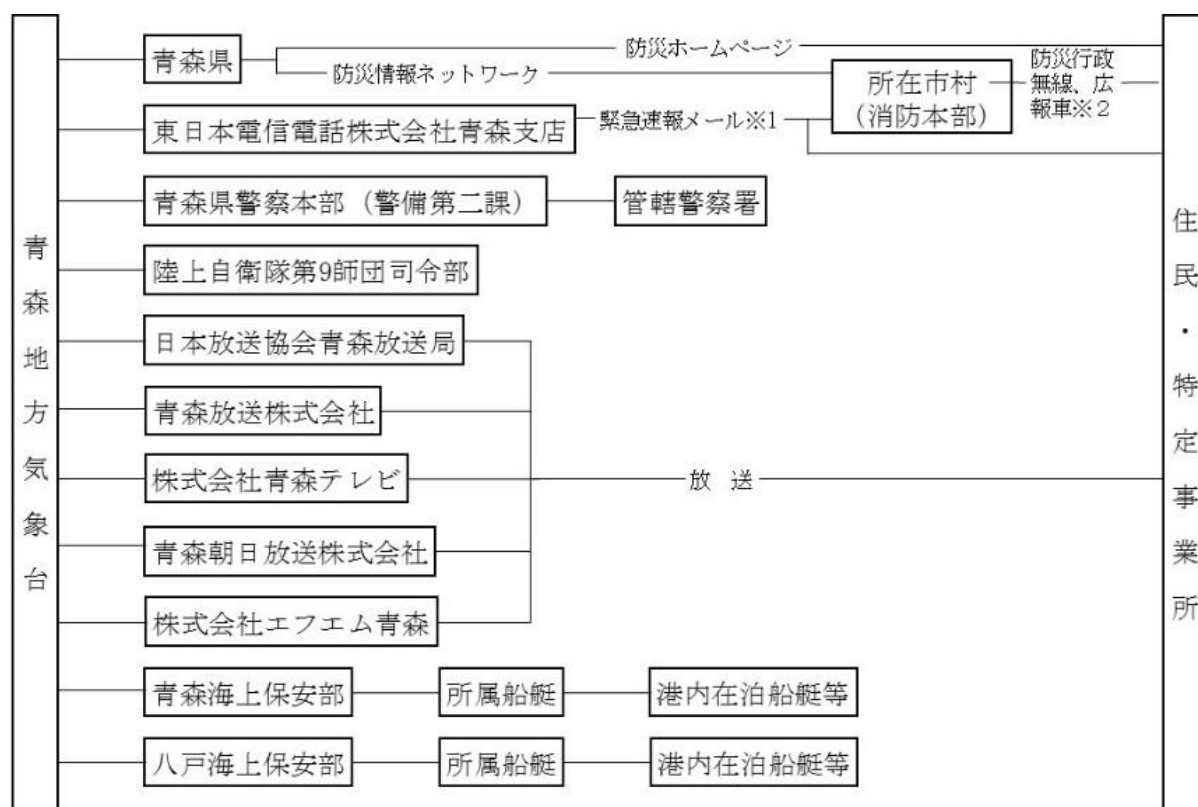
イ 警報

気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、高潮、波浪、洪水

ウ 特別警報

気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、高潮、波浪

(2) 伝達系統



※1：緊急速報メールは特別警報又は警報発令時に限る。

※2：市町村は発令される注意報及び警報の内容を踏まえ、必要に応じ周知する。なお、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知った時は、直ちに周知する。

2 津波警報等・地震情報等の伝達

(1) 伝達すべき津波警報等・地震情報の種類

ア 津波警報等の種類

(ア) 津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表。

(イ) 津波警報

予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に発表。

(ウ) 大津波警報

予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に発表。

(7) 地震情報

(イ) 津波情報

※地震情報及び津波情報の詳細については、「青森県地域防災計画（地震・津波災害対策編）第４章第１節」を参照。

The diagram illustrates the organizational structure of Aomori Prefecture and its various agencies, categorized into three main sections: National Government (国), Local Authorities (地方自治体), and Public (住民・特定事業所).

- 国 (National Government):**
 - 気象庁本庁等 (Japan Meteorological Agency Main Office, etc.):
 - 青森地方気象台 (Aomori District Meteorological Office):
 - 青森県 (Aomori Prefecture):
 - 防災情報ネットワーク (Disaster Information Network) → 防災ホームページ (Disaster Home Page)
 - 東日本電信電話株式会社青森支店 (NTT East Aomori Branch) → 緊急通報メール (Emergency Alert Email)
 - 青森県警察本部（警備第二課） (Aomori Prefectural Police Department, 2nd Division) → 管轄警察署 (Jurisdictional Police Station)
 - 陸上自衛隊第9師団司令部 (9th Division Headquarters, Ground Self-Defense Force)
 - 日本放送協会青森放送局 (NHK Aomori Broadcasting Station)
 - 青森放送株式会社 (Aomori Broadcasting Co., Ltd.)
 - 株式会社青森テレビ (Aomori TV Co., Ltd.) → 放送 (Broadcasting)
 - 青森朝日放送株式会社 (Aomori Asahi Broadcasting Co., Ltd.)
 - 株式会社エフエム青森 (FM Aomori Co., Ltd.)
 - 青森海上保安部 (Aomori Maritime Security Department) → 所属船艇 (Subordinate Vessels) → 港内在泊船艇等 (Vessels moored in port, etc.)
 - 八戸海上保安部 (Hachinohe Maritime Security Department) → 所属船艇 (Subordinate Vessels) → 港内在泊船艇等 (Vessels moored in port, etc.)
- 地方自治体 (Local Authorities):**
 - 仙台管区気象台 (Sendai District Meteorological Office):
 - 東北管区警察局 (Tohoku District Police Bureau) → 県警察本部 (Prefectural Police Department)
 - 第二管区海上保安本部 (2nd District Maritime Security Headquarters):
 - 青森海上保安部 (Aomori Maritime Security Department)
 - 八戸海上保安部 (Hachinohe Maritime Security Department)
- 住民・特定事業所 (Residents and Specific Business Establishments):**
 - 所在市村（消防本部） (Municipalities/Villages (Fire Department)) → 防災行政無線、広報車 (Disaster Administration Two-Way Radio, Publicity Vehicle)

特定事業者は、上記(2)に掲げる伝達系統によるほか、自ら積極的に情報収集を行い、災害を予防するための必要な体制をとる。

- 39 -

3 火災警報の伝達

所在市村の長は、火災警報を発令した場合、特定事業所及び県、県警察、所在市村等の防災関係機関に対し速やかに伝達する。

第6節 防災施設、設備及び資機材等の整備

特別防災区域に係る災害の防止に必要な特定防災施設等及び防災資機材等の整備については、次のとおりとする。

1 特定事業者

特定事業者は、法令で定める基準により流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置し、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車その他の防災資機材等を整備するとともに、これらの資機材及び設備が災害発生時に支障なく使用できるよう適切に維持管理する。

また、災害が発生した場合に被害が軽減できるよう緊急遮断設備や仕切堤、水幕設備といった設備の充実強化を図る。

2 防災関係機関

防災関係機関は、特別防災区域に係る防災に関し、地域及び特定事業所の実情に応じて必要とされる防災資機材等の整備、充実強化を図るものとし、整備した防災資機材等が災害発生時に支障なく使用できるよう適切に維持管理する。

第7節 防災教育及び防災訓練

この計画は、特別防災区域に係る災害の防止に必要な教育及び訓練については、次のとおりとする。

1 防災教育

特定事業者及び防災関係機関は、危険物等に係る災害及び拡大の防止を図るため単独又は共同して職員に対する防災教育を実施するものとする。

(1) 特定事業者

ア 特定事業者は、職員に対し危険物等の貯蔵、取扱いその他の作業に関する防災上必要な事項の周知徹底及び防災意識の高揚を図り、危険物等の災害防止に努めるとともに、各事業所の実態に応じた石油コンビナート等に関する防災知識及び技能の向上に努めるものとする。

イ 特定事業者は、その選任した防災管理者・副防災管理者に対し、特定事業所における

災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるよう努めるものとする。

(2) 海上保安部

海上及び船舶関係者並びに特定事業所の職員に対し、海上防災に関する安全教育等を実施する。

(3) 青森労働局

青森労働局は、特定事業所の職員に対し安全衛生教育を実施する。

(4) 県

県は、次により防災教育を実施、推進する。

ア 危険物規制事務担当職員の指導育成の強化

危険物規制事務担当職員（関係消防機関）を対象とする講習会、会議等を開催し、危険物規制事務の能率化と円滑化を図る。

イ 危険物取扱者等の知識・技能の高揚

危険物取扱者等に対して保安講習を行い、危険物規制に関する知識・技能の向上を図るとともに、危険物施設の保安管理の徹底を図る。

ウ 高圧ガスを取り扱う事業所の従事者に対し、高圧ガスの取扱方法について年1回以上講習会等を開催し、徹底した安全教育を行うとともに、資格者養成のための講習を資格種別ごとに随時実施する。

(5) 所在消防本部

関係消防機関は、法令等に基づき、又は特定事業者の協力要請により特定事業者に対して防災教育を実施する。

また、防災要員に対し、災害の予防と災害防御技術に関する教育を実施する。

2 防災訓練

特定事業者及び防災関係機関は、広く一般住民の防災思想の高揚を図るとともに、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう災害応急対策における技能の向上と防災関係機関等相互の連絡協調体制の確立を目的として、単独訓練又は総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 訓練の区分

実動訓練及び図上訓練とする。

(2) 訓練の種類

ア 情報収集、伝達訓練

イ 救出、救護訓練

ウ 避難訓練

エ 広報訓練

オ 警備交通規制訓練

カ 危険物等爆発火災並びに漏洩処理訓練

- キ タンクローリー等火災訓練
- ク タンカーの火災並びに海上流出油拡散防止及び防除訓練
- ケ 防災本部及び現地防災本部運営訓練
- コ その他応急対策に必要な訓練

(3) 訓練の方法

ア 単独訓練

特定事業者及び防災関係機関は、職員の石油コンビナート防災技能の習熟を図るため、個別に業務に関連した訓練科目を選定した訓練を適宜実施するものとする。

イ 総合防災訓練

防災本部は、大規模災害の発生を想定し、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立と災害応急対策における実践的能力をかん養し、もって災害応急対策の迅速化、的確化を図ることを目的とした実動訓練、または、防災本部として行うべき災害対応の判断、関係機関への情報伝達及び情報共有に関する対応能力といった防災本部の機能を強化することを目的とした図上訓練を毎年1回以上計画し実施するものとする。

訓練を計画するに当たっては、災害応急活動の基準となる災害の区分(第5章第1節)及び防災本部の活動(第5章第2節)を前提とし、訓練内容にブラインド要素を含めるほか、住民参加型避難訓練を実施するなど、高いレベルの災害対応能力の醸成を目指した訓練の充実強化に努める。

第8節 防災に関する調査研究

防災関係機関等が災害の未然防止を図るために行う調査研究の実施については、次のとおりとする。

1 実施機関

- (1) 特定事業者及び防災関係機関は、単独又は共同して防災に関する調査研究を行う。
- (2) 防災本部は、自ら又は特定事業者及び防災関係機関と協力して防災に関する調査研究を実施するとともに、必要と認めるときは専門員をして専門の事項を調査させる。

2 実施項目等

(1) 特別防災区域及び特定事業所の実態調査

特別防災区域及び次の事項について定期的に実態調査を実施し、防災関係機関における活用を図る。

- ア 特定事業所の概要
- イ 危険物等の貯蔵、取扱量及び処理量
- ウ 危険物等の施設の状況

- エ 特定防災施設、防災資機材の実態と計画
- オ 防災関係機関の消防力等の状況
- (2) 災害発生の態様、被害及び教訓
- (3) 防災技術等の向上に関する調査研究
 - ア 火災時の特性に関すること。
 - イ 災害発生過程及び防御に関すること。
 - ウ 消火剤、油処理剤、吸着材及び消防用機械器具の使用に関すること。
- (4) 消防技術の向上に関する調査研究
 - ア 消防隊等の接近の困難性に関すること。
 - イ 火点確認の困難性に関すること。
 - ウ 消火の困難性に関すること。
 - エ 救出・救護の困難性に関すること。
- (5) 災害想定に関する研究。
- (6) その他必要と認められる事項の調査研究

第9節 緑地等の設置

県及び所在市村は、特別防災区域に係る災害がその周辺地域におよぶことを防止するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置を図るほか、防災対策避難道路及び橋梁等の新設が必要な場合は、これらの実現に努めなければならない。

第10節 避難対策

特別防災区域周辺住民及び特定事業所従業員等が円滑に避難できるよう整備する避難対策については、次のとおりとする。

1 避難対策の考え方

石油コンビナート防災アセスメント調査結果や青森県地震・津波被害想定調査等の結果を活用し、起こり得る災害に即した、より効果的な避難対策を策定するものとする。

2 特定事業者等

特定事業者等は、事業所内の従業員等が適切に避難できるよう避難経路等を定め周知徹底を図る。

3 所在市村

(1) 避難対象地域及び指定避難所

所在市村は、各地区の実情に応じた避難対象地域及び指定避難所を選定する。

(2) 避難計画の策定

所在市村は、避難の勧告又は指示を行う基準や伝達方法、各地区の実情に応じた指定避難所への避難又は屋内での待避といった避難方法等をまとめた避難計画を策定する。

(3) 避難計画の検証

所在市村は、訓練等を実施し、策定した避難計画が有効に機能できるかどうか検証する。

4 県

県は、特定事業者及び所在市村が整備する避難計画に関し、必要な助言や情報提供を行う。

5 その他防災関係機関

その他防災関係機関は、避難計画の策定に当たって必要な情報提供を行うなど、積極的に協力する。

第 11 節 防災に関する広報広聴活動

周辺住民等との地域対話、防災知識の普及啓発等の充実に必要な広報広聴活動については、次のとおりとする。

1 特定事業者

特定事業者は、自ら実施している防災活動等の取組みについて、周辺住民との情報共有のために積極的に情報発信を行い、周辺住民と意思疎通を図りながら防災対策に取り組む。

2 所在市村・その他の防災関係機関

所在市村・その他の防災関係機関は、石油コンビナート等災害が特別防災区域の周辺に及んだ場合、周辺住民が的確な判断に基づき行動し、早期に円滑な避難行動がとれるよう、また、併せて所在市村、その他の防災関係機関が円滑・確実な避難誘導ができるよう、災害情報の入手方法、避難先、避難経路及び避難時の心得等、必要な防災知識の普及啓発を図る。

3 県

県は、特定事業者や所在市村・その他の防災関係機関における取組みを支援する。

第5章 災害応急対策計画

この計画は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の発生の防御及び災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 災害応急活動の基準となる災害の区分

防災本部が災害応急活動を行う基準（災害の区分）については、次のとおりとする。

1 小災害

主として発災特定事業所の自衛防災組織等及び所在消防本部（海上にあっては管轄海上保安部）の防災力によって防御鎮圧しうるもので、陸上にあっては周辺住民の避難を必要としない程度の災害を小災害とする。

2 中災害

発災特定事業所以外の特定事業所の自衛防災組織その他の区域内関係事業所（区域協議会が設けられている場合は同加盟各社とする）の相互応援及び県内消防機関（海上にあっては管区海上保安本部）の応援出動によらなければ鎮火鎮圧が困難である災害を中災害とする。

3 大災害

自衛隊への災害派遣要請や、緊急消防援助隊の応援要請を行い、防災関係機関による総合的な防災活動を行う必要がある災害を大災害とする。

第2節 災害発生時の体制

第1節で定めた基準の災害が発生した際の体制については、次のとおりとする。

1 第1次配備体制

主として小災害に対する配備体制とする。

(1) 県の対応

県は危機管理局消防保安課長を長とする情報収集体制を取る。また、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。

情報収集体制は、一部の防災危機管理課職員及び消防保安課職員で構成し、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室を設置した場合は、情報収集を行うため、職員を派遣する。

(2) 所在市村

所在市村は、第2次配備体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、現地連絡室が設置された場合は、情報収集を行うため職員を派遣する。

(3) 他の防災関係機関等の対応

特定事業所の自衛防災組織及び所在消防本部（海上にあっては管区海上保安本部）が応急対策業務を実施し、県警察がこれに協力する。

2 第2次配備体制

主として中災害に対する配備体制とする。

(1) 県の対応

県は、危機管理局長を長とする石油コンビナート等災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。また、発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。

警戒本部は、事務局を危機管理局に設置し、防災危機管理課員、消防保安課員及び必要に応じて招集する庁内関係課職員にて構成し、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報等の収集、関係機関との連絡調整等を実施する。なお、警戒本部の体制は、青森県地域防災計画に定める県災害警戒本部に準じる。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。

(2) 所在市村

所在市村は、非常体制への移行を踏まえつつ、災害情報の収集、関係機関との連絡調整、報道機関への広報等を実施する。また、情報収集を行うため、現地連絡室へ職員を派遣する。

(3) 他の防災関係機関等の対応

応急対策業務については、第1次配備体制に加え、他地区自衛防災組織及び県内消防本部（海上にあっては管区海上保安本部）の応援部隊が加わり実施する。

3 非常体制

主として大災害に対する配備体制とする。

(1) 県の対応

県は、知事を長とする石油コンビナート等災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。また、（現地連絡室を設置している場合は、これを廃止し、）災害発生市村庁舎内等に現地防災本部を設置する。

災害対策本部は、青森県警察本部長及び県の本部員により構成し、災害情報の収集、関係機関との調整などを実施する。事務局を危機管理局に設置し、危機管理局職員及び庁内関係課職員にて構成する。なお、災害対策本部の体制は、青森県地域防災計画に定める県

災害対策本部に準じる。また、本部長は、防災関係機関本部員に対し、必要に応じて連絡員（L0）の派遣を要請する。

(2) 所在市村

所在市村長は、現地防災本部を設置し、災害対策本部と緊密に連携し、災害の鎮圧及び拡大防止、地域住民の避難対策等を行う。

(3) 他の防災関係機関等の対応

応急対策業務については、第2次配備体制に加え、自衛隊や緊急消防援助隊などの防災関係機関が加わり実施する。また、必要に応じて災害対策本部へ連絡員（L0）を派遣するほか、現地防災本部へ本部長が指名した本部員又は本部員から権限の委任を受けた者を派遣する。

4 現地連絡室

第1次配備体制において災害の拡大が予想される場合、又は第2次配備体制に移行した場合、本部長は、発災現場の一次情報を共有するため、必要に応じて発災事業所の対策本部又はその他適当な場所に現地連絡室を設置する。現地連絡室は、防災関係機関から派遣される職員で組織する。また、第1次配備体制で現地連絡室を設置し、第2次配備体制へ移行した場合、防災関係機関は、必要に応じて派遣する職員を増員する。

なお、第2次配備体制から非常体制に移行する場合は、現地連絡室を廃止する。現地連絡室に派遣された職員は、現地防災本部にて現地本部員の受け入れや情報収集等の活動を行う。

5 同時に他の災害が発生した場合の体制

石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合の県及び所在市村が取るべき体制について定める。

(1) 県

県は、石油コンビナート災害と災害対策基本法第2条第1項に規定する災害又は国民保護法第2条第4項に定める武力攻撃災害が同時に発生した場合は、青森県地域防災計画に定める県災害対策本部又は青森県国民保護計画に定める県国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。

(2) 所在市村

所在市村は、市村地域防災計画に定める市村災害対策本部又は市村国民保護計画に定める市村国民保護対策本部等に準じて必要な体制を定める。

表 防災本部の防災活動体制

体制	対象となる災害の区分	防災本部の体制	現 地 防 災 本 部
第 1 次 配備体制	【小災害】 発災特定事業所の自衛防災組織等 及び所在消防本部（海上にあって は管轄海上保安部）の防災力によ って防御鎮圧しうる災害	○県 ・ 消防保安課長を長とする情報収 集体制（防災危機管理課及び消防 保安課職員で構成） ・ 必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・ 自衛防災組織等、所在消防本部 及び管轄海上保安部が災害応急活 動を行う。 ・ 必要に応じて現地連絡室へ職員 を派遣。	—
第 2 次 配備体制	【中災害】 第 1 次配備体制に加え、発災特定 事業所以外の特定事業所の自衛防 災組織等相互応援及び県内消防機 関（海上にあっては管区海上保安 本部）の応援出動によらなければ 鎮火鎮圧が困難である災害	○県 ・ 危機管理局長を長とする災害警 戒本部を設置（防災危機管理課員、 消防保安課員及び必要に応じて庁 内各課職員にて構成） ・ 必要に応じて現地連絡室を設置 ○防災関係機関の対応 ・ 第 1 次配備体制に加え、他地区 自衛防災組織及び県内消防本部の 応援部隊が加わる。 ・ 必要に応じて現地連絡室へ職員 を派遣。	—
非常体制	【大災害】 第 2 次配備体制に加え、自衛隊へ の災害派遣要請や、緊急消防援助 隊の応援要請を行い、防災関係機 関による総合的な防災活動を行う 必要がある災害、又は、周辺地域 住民（又は船舶）の避難を必要と する災害	○県 知事を長とする災害対策本部を 設置（危機管理局及び庁内各課の 職員にて構成） ○防災関係機関の対応 ・ 第 2 次配備体制に加え、自衛隊 や緊急消防援助隊などが加わる。 ・ 災害対策本部への職員派遣 ・ 現地防災本部への職員派遣	設置

第3節 現地防災本部の設置及び組織

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における現地防災本部の設置及び組織については、次のとおりとする。

1 設置基準

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の規模、態様等の状況から、非常体制（第5章第2節災害発生時の体制）をとる等、緊急かつ一体的な防災活動を現地において実施する必要があるものと本部長が認める場合に設ける。

現地防災本部は、防災関係機関等が適切に連携できるよう情報共有を行い、本部長の指示を受け連絡調整を行う場であり、防災関係機関等への指示は防災関係機関等の長等が行うものとする。

2 現地防災本部設置に向けた事前準備

所在市村は、本部長から現地防災本部の設置指示があった場合、円滑に現地防災本部が設置できるよう、準備をするものとする。

3 現地防災本部の組織

現地防災本部は、現地防災本部長及び現地防災本部員をもって組織する。

なお、青森地区、八戸地区、むつ小川原地区の複数の地区において、災害が発生し、現地防災本部を設置する必要がある場合にあっては、現地防災本部員について、本部員のうちから本部長が指名する。

(1) 現地防災本部長

現地防災本部長は、発災事業所の所在する市村長とする。

なお、所在する市村の長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した代理者がその職務を代行する。

(2) 現地防災本部員

現地防災本部員は、本部長が指名した次の本部員又は本部長が指名した本部員から権限の委任を受けた者とする。

ア 当該区域を管轄する海上保安部長

イ 県警察本部長

ウ 県危機管理局長

エ 所在市村長（ただし、現地防災本部長の場合を除く。）

オ 所在消防長

カ 当該区域の特定事業者を代表する者

キ その他災害の規模、態様、及び状況に応じた本部員

4 設置場所

現地防災本部の設置場所は、災害の状況が総合的に把握でき、防災活動の円滑な実施が容易な発災市村の庁舎内等とする。

なお、現地防災本部を設置する場合、本部長は、発災事業所の所在する市村の長と協議のうえ、現地防災本部長に対し現地防災本部の設営を指示するとともに、現地防災本部員を招集する。

また、招集を受けた現地防災本部員は直ちに集合するものとする。

5 現地防災本部の廃止

災害が発生するおそれが解消し、又は応急対策がおおむね完了し活動調整を行う必要がなくなったと認められるときは、本部長は、現地防災本部を廃止する。

第4節 災害情報の伝達及び広報

特定事業所内における異常事態の通報、災害情報の収集伝達、通信手段の確保及び災害広報については、次のとおりとする。

1 異常現象の通報

特定事業所内において、異常現象が発生した場合は、次により迅速かつ的確に通報を行うものとする。

(1) 異常現象の通報責任者

異常現象発生時の通報責任者は、事業実施の統括管理をする防災管理者とし、防災管理者が不在の時は副防災管理者とする。

(2) 異常現象の範囲

特定事業者が通報しなければならない異常現象の定義については、次のとおりとする。

ア 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

イ 爆発

化学的又は物理的变化により発生した爆発現象で、施設及び設備等の破損が伴うもの

ウ 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他の有害な物質の漏洩。ただし、次に掲げる少量（液体にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が事業所の敷地内にとどまり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収、除去を除く）を必要としない程度のものを除く。

- (ア) 製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設もしくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設又は設備の正常な作動または操作によるもの
- (イ) 漏洩個所が特定され発見時に既に漏洩が停止しているもの又は製造等施設設備の正常な作動及び操作若しくはバンド巻き、補修材等の軽微な応急措置により漏洩が直ちに停止したもの

エ 破損

製造等施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ただし、応急措置により直ちに火、爆発、漏洩等の発生のおそれなくなったものを除く。

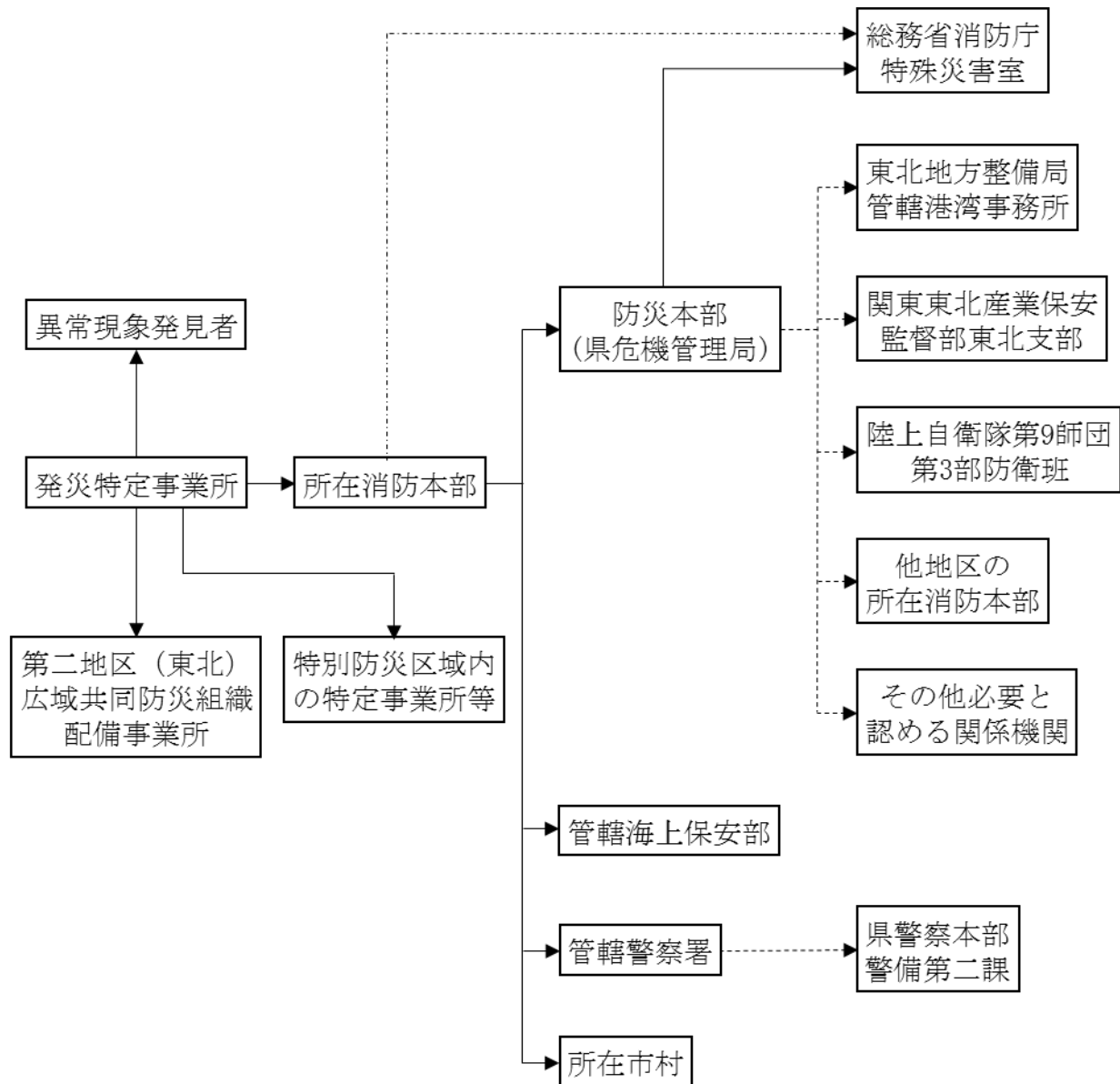
オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの

(3) 通報系統

通報は、有線電話（一般加入電話、専用電話等）、衛星携帯電話、各種無線機器、電子メール、青森県防災情報ネットワーク等を用いて、別図により、迅速かつ的確な方法で行うものとする。

別図 異常現象の通報系統図



- ▶ : 異常現象発生時の通報経路
- - - - -▶ : 異常現象の内容に応じて行う連絡
- - - - -▶ : 火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する
災害が発生した場合の通報

※各地区の詳細な連絡系統図については、資料編に記載。

(4) 通報内容

ア 特定事業者の通報

特定事業者は、所在消防本部及び区域内の他の特定事業者に対し、次の事項について簡潔、明確に通報するものとし、明らかでない事項については、判明次第逐次通報する。

- (ア) 発生日時、場所
- (イ) 異常現象の状況
- (ウ) 応急対策の実施状況
- (エ) 今後の必要な対策

イ 所在消防本部の報告及び通報

特定事業者から上記アについての通報を受けた所在消防本部は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号）第 2 号様式を用いて防災本部（危機管理局消防保安課）に対し速やかに報告するとともに、県警察（所管警察署）及び関係市村担当課に対し通報する。

なお、火災・災害等即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁へ直接報告する。

ウ 消防庁への報告及び防災関係機関への通報

県は、所在消防本部から報告を受けた場合、消防庁に対し速やかに報告するとともに必要に応じ防災関係機関へ通報する。

火災・災害等即報要領第2号様式

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

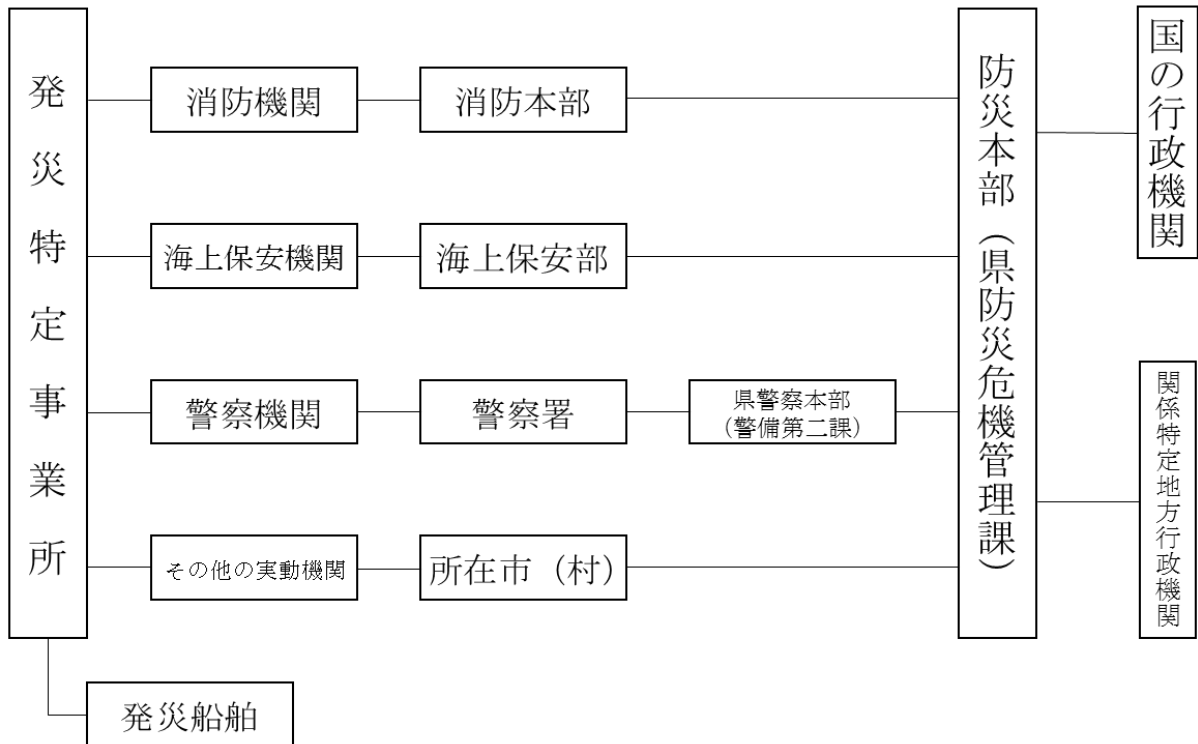
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台	
		消 防 団		台	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 災害情報の収集、伝達

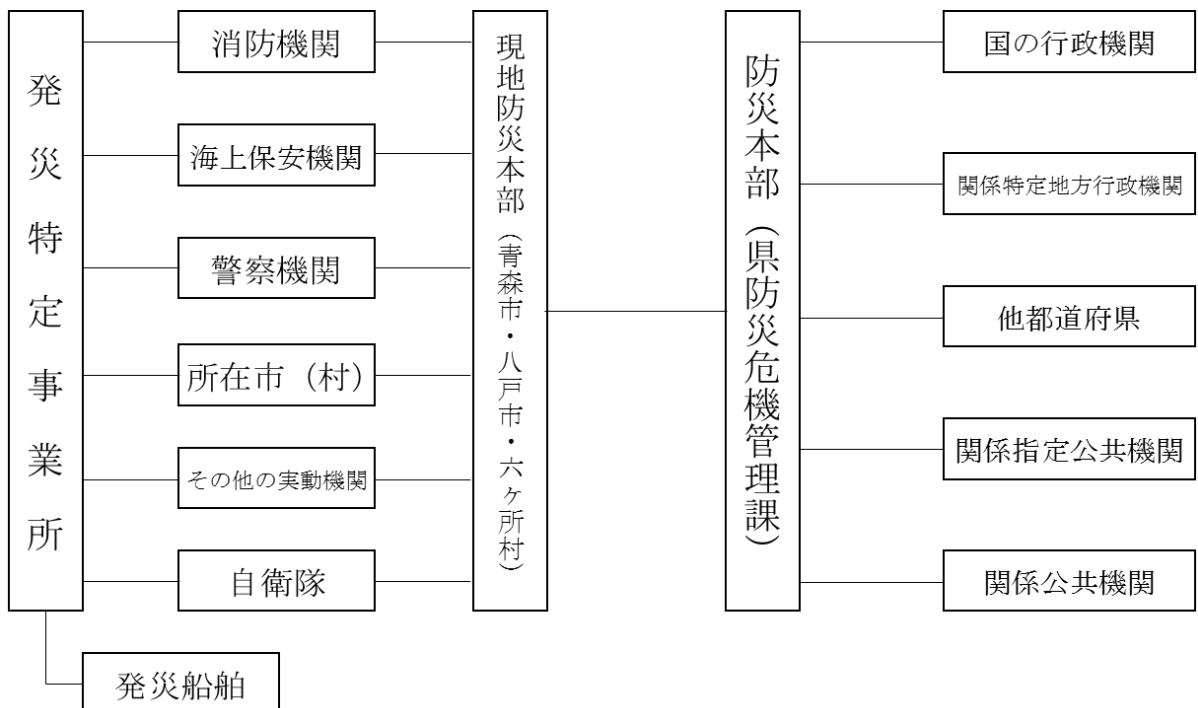
防災関係機関等は、その所掌する事務又は業務について、積極的に職員等を動員するとともに、相互に協力し、災害応急対策を実施するのに必要な情報の収集、伝達を行うものとする。

(現地防災本部未設置の場合)



注) 連絡窓口は異常現象の通報の例による。

(現地防災本部を設けた場合)



(2) 情報収集

知事は、災害が発生し被害の拡大が予想される場合は、県防災ヘリコプター及び県警察、自衛隊のヘリコプターにより、速やかに被害状況の把握に努め、防災関係機関に情報提供するものとする。

(3) 重大な災害の予兆となる現象の報告

特別防災区域で火災等の災害が発生し、「ボイルオーバー」注 1 や「BLEVE」注 2 といった重大な災害の前兆となる、普段は聞きなれないような小さな破裂音などの現象を防災関係機関及び特定事業者が覚知した時は、応急対策を実施している職員を速やかに避難させる等の措置を実施するとともに、遅滞なく防災本部へ報告するものとする。

注 1：ボイルオーバーとは、危険物タンク火災が長時間継続することによりタンク内で油の高温油層が形成され、これがタンクの水に接触して水が急激に沸騰し、巨大な炎を吹き上げると同時に油が噴出する現象。

注 2：BLEVE (Boiling Liquid Expanding Vapor Explosion) とは、沸点以上の温度で貯蔵している加圧液化ガスの貯槽や容器が何らかの原因で破損し、大気圧まで減圧することにより急激に気化する爆発現象。可燃性ガスの場合には、着火してファイヤーボールと呼ばれる巨大な火玉を形成する可能性がある。

(4) 災害応急措置の概要等の報告

防災関係機関等は、石災法第 26 条の規定に基づき、発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について被災段階ごとにとりまとめの上、次の方法により防災本部（現地防災本部を置いた場合は、現地防災本部）に報告するものとする。

ア 様式 1 の項目について電話等で逐次連絡する。

イ すべての災害応急措置が完了した後すみやかに様式 1 により最終報告すること。

様式 1

災害の状況及び災害応急措置の概要報告書

年 月 日

住所

報告者

代表者氏名

(担当者)

石油コンビナート等災害防止法第 26 条の規定に基づき、発生した災害の状況及び実施した災害応急措置の概要について次のとおり報告します。

事業所名						
所在地						
発生場所						
発生日時		年	月	日	時	分
		発見日時		年	月	日
				時	分	
発生時の運転 作業状況						
事故の経緯						
被害	人 的					
	物 的					
原因						
今後の対策						

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話（一般加入電話、専用電話、119 番）、衛星携帯電話、各種無線機器、電子メール、青森県防災情報ネットワーク等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設が途絶し、使用できないときは、関係機関及び関係企業の通信施設、携帯無線、移動無線等の利用を図る。

また、応急対策の実施に必要があると認める場合は、東日本電信電話株式会社青森支店に対し臨時電話回線の設定を依頼する。

4 災害広報

防災関係機関等は、災害時の混乱した状況において、人心の安定や秩序の回復を図るため災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう災害広報に努めるものとする。

(1) 広報の対象者、広報内容及び広報手段

災害等の段階に応じて、おおむね次表のとおり迅速かつ適切に広報するものとする。

災害等の 段階	情報提供 対象者	広報内容	広報手段
初期 (拡大危険性小、 事業所内 で収束)	周辺住民、 周辺船舶	・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））、発生場所（概要） ・応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等） ・周辺影響の有無	電話等による 問い合わせ対応
初期 (拡大危険性大)	周辺住民、 周辺船舶	・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））と拡大予想、発生場所 ・応急措置状況（流出物質等の回収状況、消火状況等）	・防災行政無線（子局・戸別） ・船舶無線 ・緊急速報メール ・登録制メール ・広報車 ・巡視船 ・コミュニティ放送 ・テレビ ・ラジオ ・PC（ポータルサイト） ・電話等による問い合わせ対応
拡大期	周辺住民、 周辺船舶	・初期（拡大危険性大）の提供情報項目 ・危険の範囲（距離、標高、風向等） ・避難等の準備に関する情報（指定避難所、避難方法等） ・危険の種類に応じた住民の対処に関する情報（屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	
終息期	周辺住民、 周辺船舶	・終息情報（避難勧告等解除） ・被害状況 ・帰宅に関する注意事項（落下した飛散物等による二次危険など） ・帰宅後の住民の対処に関する情報（屋内退避の要否、医療機関情報、マスク等物資の配布、給水所等の状況）	
要避難時 (各期共通で避難 を要すると判断した 場合)	避難対象者	・避難情報（避難勧告、避難指示等） ・災害態様（火災、漏洩（有毒ガス、可燃性ガス等の種類））、発生場所 ・危険の範囲（距離、標高、風向等） ・避難範囲、指定避難所、医療機関情報、高齢者や乳幼児の受入対応 ・避難に関する注意事項（避難方法、飛散物、毒性情報等）	

(2) 実施機関別広報活動

ア 海上保安部

- (ア) 火気使用禁止の周知徹底
- (イ) 船舶の航行禁止等の制限事項の広報

イ 県警察

- (ア) 交通規制の状況、警戒区域設定の状況の広報
- (イ) 群衆の整理その他防災活動の障害排除のための広報

ウ 県

- (ア) 市町村が発表する避難情報等の広報
- (イ) 報道機関に対する避難情報等の提供

エ 所在市村

- (ア) 避難指示、勧告及び指定避難所の開設等の状況の広報
- (イ) 災害応急対策実施状況、災害見通し等の広報

オ 所在消防本部

- (ア) 災害現場周辺の関係者に対する火気使用禁止の周知徹底
- (イ) 警戒区域設定の状況等の周知徹底

カ その他の防災関係機関等

それぞれの防災関係機関等において応急対策を実施するために必要な事項の広報

第5節 火災等防御

火災、爆発、危険物等の漏洩又は流出、その他事故による災害の防御については、次のとおりとする。

1 陸上災害防御

(1) 実施機関

主体 発災特定事業所、所在消防本部

応援 海上保安部、自衛隊、県警察、県、隣接消防機関、区域内特定事業所及びその他の企業、広域共同防災組織

(2) 実施機関の措置

ア 発災特定事業所の措置

- (ア) 事業所内に警報を発し関係部署に緊急事態の発生を知らせる。
- (イ) 異常現象の発生を第5章第4節「災害情報の伝達及び広報計画」に基づき、直ちに消防機関に通報する。
- (ウ) 自衛防災組織等による消火及び火気しゃ断、危険物漏洩防止等により被

害の拡大防御活動を実施する。

- (エ) 消防機関の到着に際し、進入地点に誘導員を配置し、災害の態様等を報告するとともに、現場へ誘導するものとする。
- (オ) 災害に関する情報をとりまとめ、消防機関及び防災要員に対し適切な情報を提供する。
- (カ) 負傷者及び要救助者が発生した場合、応急措置及び救助を行い医療機関に搬送する。
- (キ) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。
- (ク) 広域共同防災組織加盟事業所は、大容量泡放射システムを用いた防災活動を行う必要があると認めるときには、広域共同防災組織へ同システムを要請する。

イ 所在消防本部の措置

- (ア) 異常現象の通報を受けた場合、直ちに定められた防災関係機関に通報する。
- (イ) 発災特定事業所において自衛防災組織等に必要な指示を行うとともに、消火及び被害の拡大防御活動を実施する。
- (ウ) 災害の規模、態様等により隣接消防機関に対し応援出動要請を行うものとする。
- (エ) 各応援消防隊を指揮するものとする。

ウ 海上保安部の措置

異常現象の通報を受けた場合、海上への被害の拡大防御活動を実施する。

エ 自衛隊の措置

災害派遣の要請内容に基づく活動を実施する。

オ 県警察の措置

- (ア) 交通規制や群衆整理等被害の拡大防御に係る応援をする。
- (イ) 大容量泡放射システムの出動要請があった場合、大容量泡放射システム配備県警察と連絡調整を行い、同システムの円滑な輸送に必要な措置を講ずる。

カ 県の措置

防災ヘリコプターによる特別防災区域周辺地域の空中消火活動を実施する。

キ 隣接消防機関の措置

所在消防本部から応援出動の要請があった場合、応援協定等に基づき応援部隊を派遣する。

ク 区域内特定事業所等及びその他の企業の措置

- (ア) 発災特定事業所から応援出動の要請があった場合、自衛防災組織等を派

遣する。

(イ) 自社周辺への被害の拡大防御活動を実施する。

ケ 広域共同防災組織の措置

防災特定事業所から大容量泡放射システムの輸送要請を受けたときは、広域共同防災規程等に基づき、防災活動を実施する。

(3) 防御方法

ア 油火災の一般的防御の原則

(ア) 油は引火し易く、延焼速度が早く猛々たる黒煙を発生し、ふく射熱が大きく接近困難であるため直接防御にあたる消防隊員等は、耐熱服を着用し、また有毒ガス発生のおそれがある場合は、酸素呼吸器等を着用し、射程の長い化学消防車等により短時間に集中的に泡を火点に放射する。

(イ) 発泡設備を有しない消防車等は、消火活動を援護し、又は隣接タンク等への延焼防止のため、冷却放水を実施し、間接防御にまわる。

イ 石油タンク火災の防御

(ア) タンク上端部油面火災のうち浮き屋根式のシール部分におけるリング状火災は、火災が小さいので原則として固定消火設備により泡を放射する。

(イ) タンクの全面で燃えるオープンタンク火災の場合は次による。

- a 固定消火設備及び高所放水車等により高所から泡を放射する。
- b タンクの外壁を冷却し、タンクの油面には絶対注水しない。
- c 冷却し、泡を注入した後底部から油を抜くことも検討する。
- d 直径が 34 メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクについては、大容量泡放射システムにより泡消火薬剤を放射する。

ウ 油面の拡大火災の防御

油タンクから油が流出し、防油堤外に火面が拡大した場合又はパイプラインから油が流出し、火災となった場合の防御は次による。

(ア) 火面が広い場合は火炎も高く、長時間接近し活動することが困難であるため、化学車等で泡を放射するときは、火勢に対して必要とした分量以上の口数（おおむね 10 口程度）を一斉に風上より集中して火勢を圧縮していく。

(イ) 化学消防力が不足し、又はその体制が整うまでは一斉に高圧の噴霧注水をそろえて火面を圧縮する。もし、火面が広く所要口数がなければ消した範囲を土砂でくぎり、漸次消していく。この場合消しうる方面から防ぐのが大切である。

(ウ) パイプライン火災の場合には、化学車等で泡を放射し、火勢に対して一斉に風上より集中させ火勢を圧縮していく。もし火面が広い場合には、消

した範囲を土砂でくぎり、漸次消していく。

エ ガス施設火災防御

ガス貯蔵設備又は配管設備からガスが漏洩し、ガス火災が発生した場合は、次により措置する。

- (ア) 速やかにガスの漏洩停止の措置を講ずる。
- (イ) ガスの貯蔵施設等がふく射熱により加熱されるおそれがある場合は、固定散水設備及び消防車等により冷却放水を行う。
- (ウ) 状況に応じた適切な消火の措置を講ずる。

オ 石油の漏洩又は流出した場合の防御

(ア) タンクからの漏洩

- a 直ちに荷役等を停止する。
- b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。
- d 空タンクへの移替え等の措置を講ずる。
- e 破孔部の応急補修を実施する。

(イ) 防油堤及び流出油防止堤からの漏洩又は流出

- a 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- b 敷地外への流出を防止するため、排水こう等の閉鎖、敷地外縁部に土のう等を積む。
- c 海上等への流出を考慮し、周辺へオイルフェンスを展張する。

(ウ) パイプラインからの漏洩

- a 直ちに荷役等を停止する。
- b 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- c 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。
- d 破孔部の応急補修を実施する。

(エ) 流出油の処理

流出油が少量の場合は、ドラムに汲み取るほか油吸着材、乾燥砂で油を除去する。

大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ移送するほか、ドラムに汲み取り、併せて油吸着材、乾燥砂、油処理剤をもって処理する。

カ 大規模タンクの浮き屋根が沈降した場合の防御

浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈降した場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 浮き屋根が沈降した場合、不活性ガスの注入等油面露出に対する出火防止を行う。
- (イ) タンクで貯蔵している石油等の移送するため、タンカーを手配し移送先

を確保する。

(ウ) 油抜き取り時、浮き屋根の変形による屋根材の落下等に備え、安全管理を徹底する。

(エ) 出火に備えた 3 点セット（大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車）や大容量泡放射システムによる警戒を行うとともに、泡シール等も考慮した泡消火薬剤を確保する。

(オ) 重機や計測機器、オペレータ等を手配する。

キ ガス漏洩拡散防御

L P G タンクからガスが漏洩し、爆発又は中毒のおそれがある場合は次の措置を講ずる。

(ア) L P G タンクの荷役作業を中止する。

(イ) 大量の漏洩を防止するためタンク等の緊急しゃ断弁を操作するほか、漏洩箇所周辺の弁閉止作業を行う。

(ウ) ガス検知により警戒区域を設定し、火気の使用を禁止する。

(エ) 周辺地域の住民に火気使用禁止の広報を行い、特に風下の住民は直ちに避難させる。

(オ) 漏洩箇所の応急処理を行う。この場合、引火又は中毒等の二次災害の発生に至らないよう考慮する。

(カ) 漏洩ガスの措置を講ずる。この場合、低部への流れ込みによるマンホール、下水管、排水こうでの爆発等の二次災害の防止を考慮する。

2 海上災害防御

(1) 実施機関

主体 発災船舶、発災特定事業所、海上保安部

応援 港湾（・空港整備）事務所、県警察、県、所在消防本部、区域内特定事業所等、安全推進協議会、排出油等の防除に関する協議会

(2) 実施機関の措置

ア 発災船舶及び特定事業所の措置

(ア) 災害発生に関する情報を直ちに海上保安部等防災関係機関に通報する。

(イ) 船舶の消防設備により消火活動を実施する。

(ウ) 火気しゃ断、施設の保守、危険物漏洩の防止、発災船舶の冲出し等により被害の拡大防御の措置をとる。

(エ) 流出油面の縮小、流出油の処理を行う。

(オ) 必要があるときは、隣接企業等に応援を要請する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 消火及び被害の拡大防御にあたる。

- (イ) 流出状況、処理状況の確認をする。
- (ウ) 流出油の拡散防止及び必要に応じて薬剤処理の措置をとる。
- (エ) 流出油面付近を警戒する。
- (オ) 災害の規模に応じ管区海上保安本部及び所在消防本部に対して応援を要請する。

ウ 港湾（・空港整備）事務所の措置

- (ア) 消火及び被害の拡大防御の応援をする。
- (イ) 流出油の拡散防止及び流出油による被害を調査する。

エ 県警察の措置

被害の拡大防御の応援をする。

オ 県の措置

- (ア) 防災資機材等の確保について応援する。
- (イ) 船舶による消火等被害の拡大防御の応援をする。

カ 所在消防本部の措置

消火及び被害の拡大防御の応援をする。

キ 区域内特定事業所等の措置

発災船舶及び発災特定事業所の要請に応じ、流出油の拡散防止にあたる。

ク 安全推進協議会、排出油等の防除に関する協議会

海上保安部からの通報により応援出動し、流出油の拡散防止等にあたる。

(3) 防御方法

ア 海面の油火災防御

- (ア) 巡視船艇等により化学消火を実施する。
- (イ) 陸岸に近接している場合は、消防ポンプ車等により火災防御を実施する。
- (ウ) 付近船舶を避難させるとともに、付近海域の航行禁止等必要な措置を講ずる。

イ タンカー及びパイプライン等火災防御

- (ア) 巡視船艇等により消火作業を実施する。
- (イ) 巡視船艇等により乗組員の救出を行う。
- (ウ) えい航可能でかつ必要がある場合は、他の影響を及ぼさない場所へ移動する。
- (エ) 付近航行船舶の避難及び付近海域における船舶航行禁止等必要な措置を講ずる。
- (オ) 必要により周囲にオイルフェンスを展開するとともに、残油拔取りが可能な場合は、油バージ、タンカー等により油拔取り作業を実施する。

ウ 荷役中、陸上及びパイプラインからの流出油防御

- (ア) 直ちに荷役を中止する。
- (イ) 事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所は、火気の使用を禁止する。
- (ウ) オイルフェンスを展張し、流出油の拡散を防止する。この場合において河川又は港外への流出を防止するため河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
- (エ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。

エ タンカー事故による油の漏洩防御

- (ア) 空タンク等への移送の措置を講ずる。
- (イ) 巡視船艇等により事故船舶乗組員の救出、流出油の状況調査を行う。
- (ウ) 事故発生船舶、付近船舶、関係作業船及び関係事業所の火気使用禁止の措置を講ずる。
- (エ) 事故発生船舶の周囲にオイルフェンスを展張し、流出油の拡散を防止する。また、流出油等が運河又は港内の場合は、河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
- (オ) 事故船舶付近水域の船舶航行を禁止する。
- (カ) 油バージ、タンカー等により積載油の抜取りを行う。
- (キ) 破孔部の応急補修を実施する。

オ 流出油の処理

流出油の処理は、油回収船及び油回収機器並びに油吸着材等により回収するほか、油処理剤により処理する。

ただし、流出油が少量の場合及び軽質油は、油処理剤は使用しないものとする。

なお、流出油の回収後、岸壁、さん橋等に付着した流出油は油吸着材等によりふきとり洗浄を行う。

3 岸壁（さん橋）に係留された船舶災害防御

前1、2に準じた防御活動とし、主として火災船舶、発災特定事業所、所在消防本部があたり、海上保安部がこれに協力するものとする。

第6節 自然災害応急対策

地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、又は発生するおそれがある場合における火災、爆発、危険物等の漏洩又は流出等の二次災害の防止措置については、次のとおりとする。

1 地震

防災関係機関等は直ちに次の措置を講ずる。

(1) 特定事業所

ア 火災、爆発、危険物等の漏洩等の災害を引き起こすおそれがある場合は、
操業を中止する等の措置を講ずる。

イ 事業所内の火気使用を制限する。

ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。

エ 次の事項について、直ちに点検を実施する。

(ア) 危険物等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無及び危険物等の漏洩の有無

(イ) 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損及び亀裂の有無

(ウ) 消火設備等の機能の適否

(エ) 安全装置等の機能の適否

(オ) 電力及び通信設備の機能の適否

オ 津波の有無等地震情報の収集を行う。

カ 点検の結果、設備に異常があった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。

キ 隣接事業所の状況を把握する。

(2) 海上保安部

津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ、巡視船艇等を出動させ警戒にあたる。

(3) 所在消防本部

ア 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。

イ 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業者等に連絡する。

ウ 事業所等の災害状況の把握に努める。

(4) その他の防災関係機関等

地震情報、被害状況の把握に努め警戒体制をとるなど必要な措置を講ずる。

2 津波及び高潮

津波警報等又は高潮警報が発表され、あるいは津波又は高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。

(1) 津波警報等又は高潮警報が発表された場合

ア 特定事業所

(ア) 従業員の避難を実施する。

- (イ) 操業を中止する等の措置を講ずる。
- (ウ) 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し、港外への避難を実施する。
- (エ) 自衛防災組織等は、浮遊するおそれのある物件を除去又は固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。

イ 海上保安部

- (ア) 船舶等に対し警報を伝達し避難の指示等を行う。
- (イ) 必要により巡視船艇を出動させ、避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。

ウ 県警察

- (ア) 沿岸住民及び事業所の従業員の避難誘導を実施する。
- (イ) 交通の整理、規制及び警戒警備を実施する。

エ 所在市村

- (ア) 広報車等により、沿岸住民及び事業所に対し避難の勧告又は指示を行う。
- (イ) 避難の誘導及び指定避難所の開設等の措置を講ずる。

オ 所在消防本部

- (ア) 広報車等により、沿岸住民及び特定事業者等に対し避難等についての広報を実施する。
- (イ) 特定事業者等に対しとるべき措置等について指導を行う。
- (ウ) 津波等の情報を収集し必要により特定事業者等に連絡する。

(2) 津波が発生した場合

ア 特定事業所

- (ア) 次の事項について点検を実施する。
 - a 危険物等の貯蔵設備及び配管等の破損等の有無及び危険物等の漏洩の有無
 - b 防油堤、防液堤及び流出油等防波堤の破損の有無
 - c 消火設備等の機能の適否
 - d 安全装置等の機能の適否
 - e 電力及び通信設備の機能の適否
- (イ) 点検の結果、設備等に異常のあった場合は、直ちに消防署に通報するとともに、応急補修を行う。
- (ウ) 防油堤及び敷地内のたい水の排除作業を行う。
- (エ) 隣接事業所等の状況を把握する。

イ 県警察

- (ア) 災害情報の収集把握を行う。
- (イ) 被災者の救出救助を行う。
- (ウ) 行方不明者の捜索を行う。

- (エ) 危険区域への立入り禁止措置と警戒警備を行う。
- (オ) 交通規制を行う。
- (カ) 犯罪の予防取締りを行う。

ウ 所在消防本部

- (ア) 被害状況の把握に努める。
- (イ) 特定事業者の実施する点検等の指導を行う。
- (ウ) 特定事業者が実施するたい水排除作業に協力する。

エ その他の防災関係機関等

- (ア) 被害の有無及び状況について、調査を行う。
- (イ) 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。

3 強風又は波浪

強風又は波浪に関する予警報が発表され、又は強風波浪が発生した場合において、特定事業所等は、次の措置を講ずる。

(1) 強風

- ア 火気の使用を制限する。
- イ 危険物等の貯蔵設備又は配管等を破壊するおそれのある飛散しやすい物件を、除去又は固定する等の措置を講ずる。

(2) 波浪

- ア タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講ずる。
- イ 荷役栈橋及び荷役栈橋上の配管の損壊防止措置を講ずる。
- ウ 防油堤等及び敷地内への海水の浸入を防止する措置を講ずる。

第7節 救急医療

特定事業所等の従業員及び特別防災区域隣接住民等の被災者に対して行う救急医療活動等については、次のとおりとする。

1 救急医療活動実施機関及び方法

(1) 特定事業者

救護班を編成し被災者の救急医療にあたるものとするが、重傷者等で対応が不可能なときは、消防機関及び海上保安部の協力を得て、医療機関に搬送する。

(2) 所在消防本部

- ア 救急隊を編成し、災害現場及び避難場所に出動させ、防災関係機関等と密接な連携のもとに救急搬送を実施する。

イ 災害の規模に応じ、管内の救助隊を動員するとともに、状況によっては救急車以外の車両をも救急搬送に転用し、万全を期する。

(3) 海上保安部

ア 巡視船艇等により、救出患者の緊急搬送を実施する。

イ 必要に応じ、民間機関等に応援を要請する。

(4) 所在市村

ア 所在市村長は、医療救護の必要があると認めたときは、速やかに医療救護班を編成し、迅速かつ的確な活動を実施する。

イ 関係市町村長は、所在市村長から医療救護活動について協力を求められたときは、これに協力する。

(5) 県

県は、被害の状況に応じ、青森 DMAT 指定医療機関、DPAT 調整本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請するほか、県立中央病院及び保健所に救護班の編成を指示し医療活動を行うとともに、日本赤十字社青森県支部及び公益社団法人青森県医師会に応援を要請する。

なお、負傷者等を医療機関に搬送するにあたり、陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する搬送の場合は、知事は県防災ヘリコプターにより航空搬送を行うものとし、必要により自衛隊に応援を要請するものとする。

第 8 節 避難

特別防災区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特定事業所等の従業員及び特別防災区域隣接住民等の生命及び身体を保護するために必要な避難措置については、次のとおりとする。

1 避難誘導の分担

(1) 陸上における避難誘導は所在市村長等が実施する。

(2) 海上における避難誘導は海上保安官が実施する。

2 避難実施責任者

(1) 所在市村

所在市村長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に必要があると認めるときは自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求し、避難の指示又は勧告を行う。

なお、避難の実施に伴う業務、避難の伝達方法等については、避難計画に基

づき実施する。

(2) 県警察

ア 警察官職務執行法による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、または必要な措置をとる。この場合、警察官は順序を経て公安委員会に報告する。

イ 災害対策基本法による指示

所在市村長により避難指示（緊急）ができないと認めるとき、又は所在市村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。この場合、警察官はその旨を所在市村長に通知する。

(3) 海上保安部

海上保安官は、海上において人命保護のため必要があるとき、所在市村長から要求があったとき又は所在市村長が避難の指示若しくは勧告ができないと認めたときは、船舶乗組員、特別防災区域隣接住民及びその他の者に対し、避難勧告等を行う。この場合、海上保安官はその旨を所在市村長に通知する。

また、海上保安官は、災害が他の船舶に及ぶ危険がある場合は、付近に停泊している船舶を港外等の安全な場所に避難させるため、必要な措置を行う。

(4) 自衛隊

災害派遣の要請内容に基づく活動を実施する。また、自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、上記(2)アによる避難等の措置を取る。

(5) 特定事業者等

特定事業者等は、事業所内の従業員等の生命又は身体を保護するため必要と認めるときは自主的に避難の措置を講ずる。この場合、特定事業者等はその旨を所在市村長に通知する。

(6) 県

県は、災害の発生により所在市村長が避難勧告等を発令できなくなったとき、所在市村長に代わって避難勧告等を発令する。

3 避難の指示又は勧告の方法

避難実施責任者は、避難の指示又は勧告をする場合は次により措置する。

(1) 避難の指示又は勧告

広報車、巡視船艇、放送設備等により速やかに伝達する。

この場合、各防災関係機関は災害の規模、態様から判断して最も適当な避難場所及び避難経路（航路）を指示するものとする。

(2) 避難の指示又は勧告の周知事項

- ア 避難の指示又は勧告の理由及び内容
- イ 避難場所及び避難経路（航路）
- ウ 移動方法
- エ 火災、盗難の予防措置
- オ 避難時の留意事項

(3) 避難の誘導

警察官、海上保安官（巡視船艇）、消防職団員又は自衛官等を避難経路（航路）に配置し避難誘導を行う。

4 指定避難所の開設及び運営

所在市村長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難の指示又は勧告を行ったとき、避難計画によりあらかじめ定めた指定避難所の開設及び運営を行う。

なお、指定避難所の開設及び運営については、各市村地域防災計画に準じ実施する。

5 応援協力関係

(1) 所在市村

所在市村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、所在市村の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合、他の市町村に協議するとともに県へ連絡する。

(2) 県

県は、所在市村からの区域外への広域的な応援にかかる連絡を受けた場合、所在市村区域外へ円滑な広域避難ができるよう必要な調整を行う。

第9節 交通規制等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、交通及び航行の安全と緊急車両の通行及び緊急船舶の航行確保のため交通及び航行規制（以下「交通規制等」という。）措置については、次のとおりとする。

1 交通規制等の分担

- (1) 交通規制は警察官が実施する。
- (2) 航行規制は海上保安官が実施する。

2 交通規制等実施責任者

(1) 県警察

特別防災区域及びその周辺における交通の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する車両等の通行の確保をする。

(2) 海上保安部

特別防災区域周辺海域における航行の混乱と危険の防止及び災害応急対策に従事する船舶の航行の確保をする。

3 交通規制等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特別防災区域内及び周辺道路並びに海域において災害応急対策に従事する車両、船舶の通行及び航行の確保並びに住民等の避難誘導を行うため必要があると認めるとき。

4 交通規制等の方法

交通規制等実施責任者は、交通規制等を実施する場合は次により措置する。

(1) 県警察

事案の発生後、速やかに交通規制計画を作成し、これに基づき、緊急車両以外の車両の通行禁止及び制限を実施するとともに、その区間と期間及びその対策並びにう回路等について必要な措置をとる。

(2) 海上保安部

無線通信、信号所（八戸地区のみ）及び巡視船艇による緊急船舶以外の船舶の航行禁止及び制限の措置をとる。

第 10 節 警戒警備等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特定事業所等の従業員等及び特別防災区域隣接住民の生命及び身体を保護し、災害応急活動を確保するため必要な警戒区域の設定並びに警戒警備（以下「警戒警備等」という。）措置については、次のとおりとする。

1 警戒警備等の分担

- (1) 陸上における警戒警備等は所在市村長、警察官、消防長が実施する。
- (2) 海上における警戒警備等は海上保安官が実施する。

2 警戒警備等実施責任者

(1) 所在市村

所在市村長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは自ら又は警察官若しくは海上保安官に要求して警戒区域を設定する。

(2) 県警察

警察官は、所在市村長から要求があったとき又は所在市村長が警戒区域を設定できないと認めるときは自ら警戒区域を設定する。

この場合、警察官は直ちにその旨を所在市村長に通知するものとする。

(3) 海上保安部

海上保安官は、所在市村長から要求があったとき又は所在市村長が警戒区域を設定できないと認めるときは自ら警戒区域を設定する。

この場合、海上保安官は直ちにその旨を所在市村長に通知するものとする。

(4) 所在消防本部

消防長は、防御活動を円滑に実施するため災害の規模、態様等に応じ、警戒区域を設定する。

3 警戒区域の設定基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別防災区域内の従業員等、特別防災区域隣接住民、船舶乗組員の生命又は身体に対する危険を防止するため特別防災区域内及びその周辺地域並びに周辺海域において警戒区域を設定する必要があると認めるとき。

4 警戒警備等の方法

警戒警備等実施責任者は、警戒警備等を実施する場合は次により措置する。

(1) 県警察

ア 警戒区域に掲示板を立てるほか、ロープ、赤旗及び赤色灯により実施する。

イ 警察官により住民等の立入りを禁止するほか交通規制を行いうるよう配慮する。

ウ 住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 海上保安部

無線通信及び信号所（八戸地区のみ）からの指示により周辺海域の船舶に周知するとともに、巡視船艇が直接現場で警戒にあたる。

(3) 所在消防本部

設定区域内における関係者以外の立入禁止、避難立退きの勧告、火気の使用制限及び禁止等を実施する。

第 11 節 防災資機材の調達及び輸送

災害応急対策の実施に際し、災害応急対策実施責任者が所有する防災資機材に不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合における防災資機材の調達及び輸送方法等（大容量泡放射システムに係るものを除く。）については、次のとおりとする。

1 調達先等

特定事業者、消防本部及びその他の防災関係機関等は防災活動に必要な防災資機材等についてあらかじめ防災関係機関等及びその他の機関で備蓄している防災資機材等の種類及び数量等を把握しておくものとする。

2 調達手続

防災資機材を調達する場合には、調達先に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする防災資機材の数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

3 輸送方法

調達防災資機材の緊急輸送は、原則として災害発生特定事業所の自衛防災組織等又は防災資機材等に不足をきたした機関が輸送するものとし、これが不可能又は著しく困難な場合は調達先に依頼するほか次の方法により輸送する。

- (1) 陸上輸送
 - ア 防災関係機関等の車両
 - イ 運送業者の車両
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の車両
- (2) 海上輸送
 - ア 海上運送業者の船舶
 - イ 海上保安部の巡視船艇
 - ウ 災害派遣要請による自衛隊の船舶
- (3) 航空輸送
 - ア 県防災ヘリコプター
 - イ 災害派遣要請による自衛隊の航空機

4 集積場所

調達した防災資機材は、災害現場付近の適当と認められる場所に集積するものとする。

第 12 節 応援要請

特別防災区域に係る災害の被害拡大防止のため、各防災関係機関が行う応援要請については、次のとおりとする。

1 所在市村の応援要請

(1) 所在市村の応援要請

発災市村長は、特別防災区域で発生した災害により、発災市村独自に応急措置を実施できない場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、県に要請する。

(2) 消防の応援要請

発災市村を管轄する消防事務組合に関する一部事務組合の長は、所在消防本部の消防力を考慮して、消防の応援が必要と判断した場合は「青森県消防相互応援協定」に基づき、要請をする。

2 県防災ヘリコプターの要請

発災市村長は、県防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合、「青森県地域防災計画」の規定に準じて要請する。

3 緊急消防援助隊の応援等要請

(1) 応援等の要請のための発災市村長の連絡

発災市村長は、特別防災区域で発生した災害の状況並びに発災市村及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援が必要と判断した場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」等に基づき、知事に対して連絡する。

(2) 知事による緊急消防援助隊の応援等要請

知事は、災害の状況、県内の消防力及び所在市村長からの連絡を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」等に基づき、緊急消防援助隊の応援等を要請する。

4 自衛隊の派遣要請

特別防災区域内で災害が発生した場合において、人命又は財産の保護のため、

以下のとおり自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請権者

ア 陸上災害に関する場合 青森県知事

イ 海上災害に関する場合 第二管区海上保安本部長

(2) 災害派遣の要件及び要請手続き

自衛隊の災害派遣の要件及び知事又は第二管区海上保安本部長（以下、「知事等」という。）が行う要請手続きについては、「青森県地域防災計画」の規定を準用する。

(3) 災害派遣部隊等の活動内容

ア 情報の収集、提供

車両、艦船、航空機等状況に適した手段によって被害の状況を偵察し知事等に情報を提供する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され避難立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導及び輸送等を行い、避難を援助する。

また、警察官がその場にいない場合に限り、隣接住民、その他の者に対し、避難の指示又は勧告を行う。

ウ 行方不明者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動等に優先して搜索救助を行う。

エ 防御活動

防油堤及び流出油等防止堤の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積み土等を行う。

火災に対しては、所要の消火器具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常防災関係機関の提供するものを使用するものとする。

オ 人員及び物資の輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認めるものについて行う。

カ 危険物の保安措置及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

キ その他

救援物資の無償貸与又は譲与及びその他臨機の緊急所要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて必要な措置をとる。

(4) 災害派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受諾した場合、災害派遣要請権者に連絡するとともに、直ちに必要部隊及び資機材を災害現場に派遣するものとする。なお、石油コンビナート災害における自衛隊の派遣可能人員・装備及び能力等の一例は、防災計画（資料編）に定める。

(5) 災害派遣部隊等の受入体制の整備

ア 県の措置

知事は、災害派遣要請の受諾に係る通知を受けた場合、防災本部に対し、災害派遣部隊等を迅速かつ円滑に受け入れるよう指示を出す。

防災本部は、災害派遣部隊等を迅速かつ円滑に受け入れるよう必要な調整を行う。

イ 所在市村の措置

所在市村は、知事等から災害派遣の通知を受けたとき、次の事項について災害派遣部隊の受入体制を整備する。

- (ア) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (イ) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (ウ) 宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (エ) 使用資機材等の準備
- (オ) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

(6) 災害派遣部隊等の撤収

災害派遣要請権者は、応急対策等が完了するかあるいは完了しない場合においても、各防災関係機関の実施する応急対策で対応できる見通しがついたときは、現地の申し出を受け速やかに災害派遣部隊等の撤収を要請する。

5 その他の応援要請

事前に協定を締結している機関へ応援を要請する場合は、各協定の規定に基づき行うものとする。

事前に協定を定めていない機関へ応援を要請する場合は、文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等によるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第 13 節 特定事業者間の相互応援体制

特定事業所において異常事態が発生した場合における特定事業者間の相互応援出動の基準については、次のとおりとする。

1 応援出動計画

(1) 同一特別防災区域内の特定事業者に対する応援

特定事業所において災害が発生したときは、他のすべての特定事業者は自衛防災組織を派遣する等災害の拡大の防止に協力するものとする。

(2) 他の特別防災区域の特定事業者に対する応援

他の特別防災区域の特定事業所において災害が発生し、当該特定事業所の災害応急対策の実施のための要請を受けた特定事業者は、その自衛防災組織を派遣する等災害の拡大の防止に協力するものとする。

2 応援出動体制の整備

特定事業者は、他の特定事業所で災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において直ちに応援活動ができるよう、防災要員の招集等必要な措置についてあらかじめ定めておくものとする。

3 応援要請の手続

応援出動の要請は、災害が発生した当該特定事業者自らの判断により行うことを原則とし、次の事項を通報して行うものとする。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 派遣を希望する人員、防災資機材の種別及び数量

4 応援隊の出動

応援隊の出動要請をうけた特定事業者は、直ちに出動人員、応援防災資機材の種別及び数量等を確認し、応援隊の指揮者を指名して出動させるようあらかじめ定めておくものとする。

5 応援隊の指揮

応援隊の指揮者は、災害現場到着と同時に応援要請をした特定事業者に次の事項を報告し、その指示をうけて防災活動を実施するよう、あらかじめ明確にしておくものとする。

(1) 応援出動の人員

(2) 応援防災資機材の種別及び数量

6 応援活動等

特定事業者は、応援隊が行う応援活動の範囲、応援隊の指揮及び応援隊の出動並びに応援防災資機材使用に伴う費用負担等について、あらかじめ定めておくものとする。

7 応援隊の撤収

災害応援対策が完了した時、応援隊の指揮者は次の事項を応援要請をした特定事業者に報告し、その指示を受けて応援隊の撤収を行うものとする。

- (1) 応援出動人員及び防災資機材の異常の有無
- (2) 消火薬剤の使用量等

第6章 災害復旧対策計画

この計画は、特別防災区域に係る災害応急対策に引き続いて実施する災害復旧対策について定める。

第1節 災害復旧対策の基本方針

防災関係機関等は被災した公共施設の原形復旧にあわせて、再度の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良等の措置を講じ、将来の災害に備えるものとする。

第2節 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧については、青森県地域防災計画及び各市村地域防災計画の規定に準じて行う。

第3節 特定事業者及び被災者の災害復旧

1 特定事業者の災害復旧

特定事業者は、災害による事業活動の停止が、その地方の生活や生産活動に大きな影響を及ぼすことから、被災施設の復旧及び事業活動の再開に努めるものとする。

2 被災者及び特定事業者以外の中小企業者に対する措置

青森県地域防災計画及び各所在市村地域防災計画の規定に準じて行う。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、特別措置法第3条第1項の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に所在する石油コンビナート等特別防災区域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「海溝型地震」という。）に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域の指定状況

特別措置法第3条第1項の規定に基づき指定された本県の推進地域は下表のとおりである。このうち、石油コンビナート等特別防災区域が所在するのは、青森市（青森地区）、八戸市（八戸地区）及び六ヶ所村（むつ小川原地区）の区域である。

【令和4年内閣府告示第99号】

青森市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、東津軽郡、西津軽郡、北津軽郡中泊町、上北郡、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域

3 準用

海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関しこの計画に定めのない事項は、第1章から第6章に規定する地震防災対策の例によるものとする。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため緊急に整備すべき施設等については、第4章第3節「自然災害予防対策」、同第6節「防災施設、設備及び資機材等の整備」及び同第9節「緑地等の設置」において具体的に定めるものとする。

また、これらの施設等の整備はおおむね5箇年を目途として行うものとし、具

体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第3節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達

北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等の伝達に係る関係者の連絡体制は、第4章第5節「気象通報等の伝達」によるものとする。

2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容の周知方法については、第5章第4節「災害情報の伝達及び広報」によるものとする。

第4節 防災訓練に関する事項

特定事業者及び防災関係機関は、本章に規定する計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、第4章第7節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施も考慮するものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報活動に関する事項

特定事業者及び防災関係機関は、第4章第7節「防災教育及び防災訓練」に定めるところにより地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

また、これらの教育・広報の内容は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画第5章第6節「地震防災上必要な教育及び広報に関する事項」に定める事項を含むものとする。

【特定事業者及び防災関係機関の職員に対する教育】

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- (3) 海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (7) 海溝型地震対策として今後地震対策として取り組む必要のある課題

【地域住民等に対する教育・広報】

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

青森県石油コンビナート等防災計画

令和 7 年 3 月 修正

青森県石油コンビナート等防災本部

事務局：青森県危機管理局

住 所：青森市長島一丁目 1 番 1 号